

あ ま 市

次世代育成支援対策地域行動計画

< 後 期 >

平成24年1月

あ ま 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 あま市の現状.....	4
1 人口、年齢3区分人口推移.....	4
2 世帯数、1世帯あたりの人員推移.....	6
3 世帯構成推移.....	8
4 出生数、婚姻、離婚推移.....	11
5 保育所状況.....	16
6 教育状況.....	17
7 就業状況.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 基本理念.....	27
2 施策の体系.....	28
3 基本方針.....	29
第4章 保育等事業量の目標設定.....	31
1 児童人口の推計.....	32
2 現在家庭累計と潜在家庭累計.....	33
3 定期的な保育等に関する事業の目標設定.....	36
4 地域における子育て支援事業の目標設定.....	43
5 目標事業量一覧.....	45
第5章 行動計画.....	46
1 地域における子育ての支援.....	46
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	51
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	55
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	57
5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	59
6 子ども等の安全の確保.....	61
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	63

第6章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進に向けて	65
2 計画の進行管理	65
資料 用語の解説	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の市町村では「次世代育成支援対策地域行動計画」が策定されました。合併前の七宝町・美和町・甚目寺町では平成17年3月に「次世代育成支援対策地域行動計画（前期）」が策定され子育て支援施策の充実を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率が1.26と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られました。平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年、21年は1.37と若干回復してきましたが、少子化に歯止めがかからない状況です。

平成19年12月、国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を発足させ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の二つの取り組みを進めることにより、結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要であるとする方針を打ち出しました。

平成20年2月には、「新待機児童ゼロ作戦」と次々に少子化対策のための政策を打ち出しています。

合併前の七宝町・美和町・甚目寺町での前期計画が、平成22年3月末をもって期間満了となるため、前述の国の動向を踏まえるとともに、前期計画の進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を平成22年3月に策定しました。

平成22年3月22日に七宝町・美和町・甚目寺町が合併し、あま市としてスタートしました。あま市として合併前の七宝町・美和町・甚目寺町の「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を統合・見直した「あま市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を改めて策定することとしました。

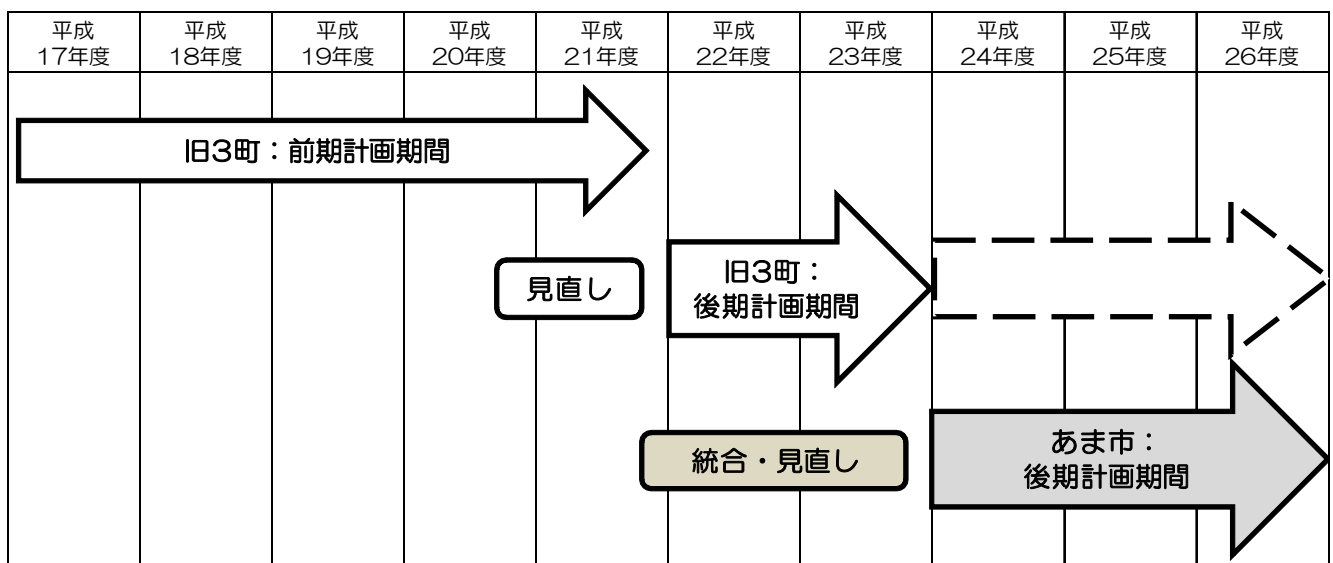
平成年	月	国の動き	あま市・旧3町の動き
13	7	待機児童ゼロ作戦	
15	7	次世代育成支援対策推進法	
	9	少子化社会対策基本法	
16	6	少子化社会対策大綱	
	12	児童福祉法の一部を改正する法律 子ども・子育て応援プラン	
17	3	地方公共団体、企業等における行動計画の実施	七宝町・美和町・甚目寺町 次世代育成支援対策地域行動計画（前期）
18	6	新しい少子化対策	
19	12	子どもと家庭を応援する日本重点戦略 働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針	
20	2	新待機児童ゼロ作戦	
21	7	子ども・若者育成支援推進法	
22	1	子ども・子育てビジョン	
	3		七宝町・美和町・甚目寺町 次世代育成支援対策地域行動計画（後期） 合併し「あま市」がスタート

2 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

3 計画の期間

この計画は平成24年度から平成26年度までの3か年とします。



第 2 章 あま市の現状

1 人口、年齢 3 区分人口推移

(1) 国勢調査による人口、年齢 3 区分人口推移

(平成 2 年度～平成 17 年度は旧 3 町の合算値)

本市の平成 22 年度の国勢調査による総人口は、平成 2 年度調査以降増加傾向となっています。平成 22 年度では平成 2 年度対比で約 13%の増加となっています。年齢 3 区分人口推移では、「14 歳以下」と「15～64 歳が」減少、「65 歳以上」が大幅増となっており、少子化・高齢化が進んでいます。

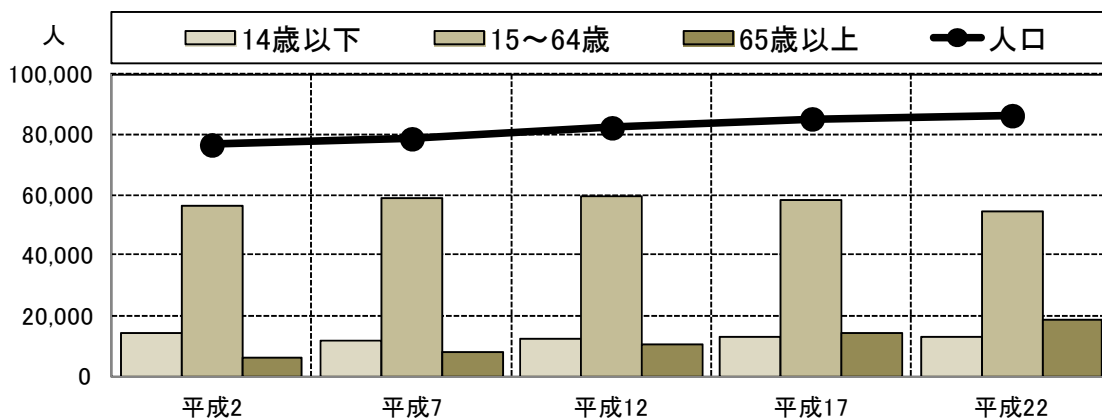
■人口、年齢 3 区分人口、対平成 2 年度比率 推移表

資料：国勢調査

年度	総人口		14 歳以下		15～64 歳		65 歳以上		年齢無回答
	人	対平成 2 年度比率	人	対平成 2 年度比率	人	対平成 2 年度比率	人	対平成 2 年度比率	人
平成 2	76,659	100.0%	13,905	100.0%	56,457	100.0%	6,261	100.0%	36
平成 7	78,678	102.6%	11,905	85.6%	58,792	104.1%	7,962	127.2%	19
平成 12	82,321	107.4%	12,464	89.6%	59,304	105.0%	10,521	168.0%	32
平成 17	85,307	111.3%	13,010	93.6%	58,043	102.8%	14,195	226.7%	59
平成 22	86,714	113.1%	13,227	95.1%	54,728	96.9%	18,366	293.3%	393

■人口、年齢 3 区分人口 推移

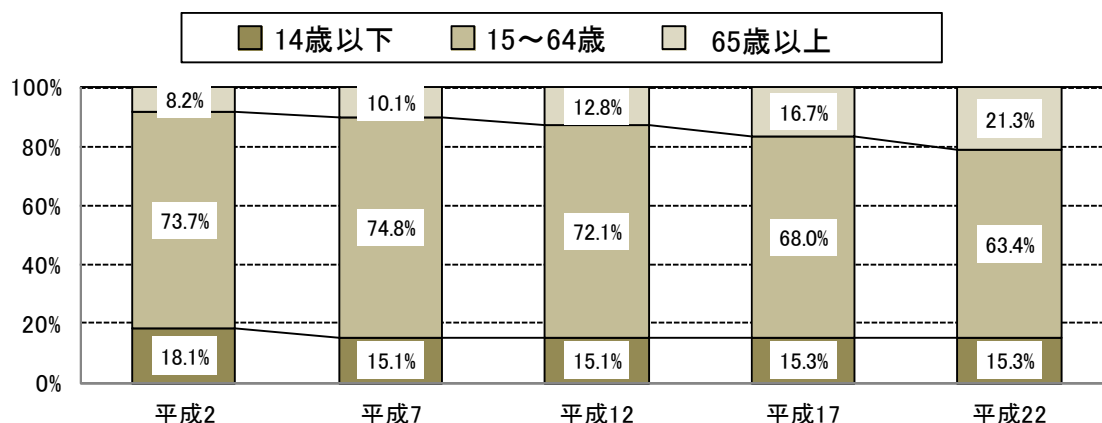
資料：国勢調査



■年齢 3 区分人口 構成割合推移

(構成割合の分母人口は総人口から年齢無回答を減じています)

資料：国勢調査



(2) 住民基本台帳による人口、年齢3区分人口推移

(平成18年度～平成21年度は旧3町の合算値) 毎年4月1日現在

本市の住民基本台帳による平成18年度以降の人口、年齢3区分人口の対平成18年度比率推移をみると、「14歳以下」は微増、「15～64歳」は微減、「65歳以上」は大幅増となっています。年齢3区分人口の構成割合は、「14歳以下」は横ばい、「15～64歳」は減少、「65歳以上」は増加となっており高齢化が進んでいます。

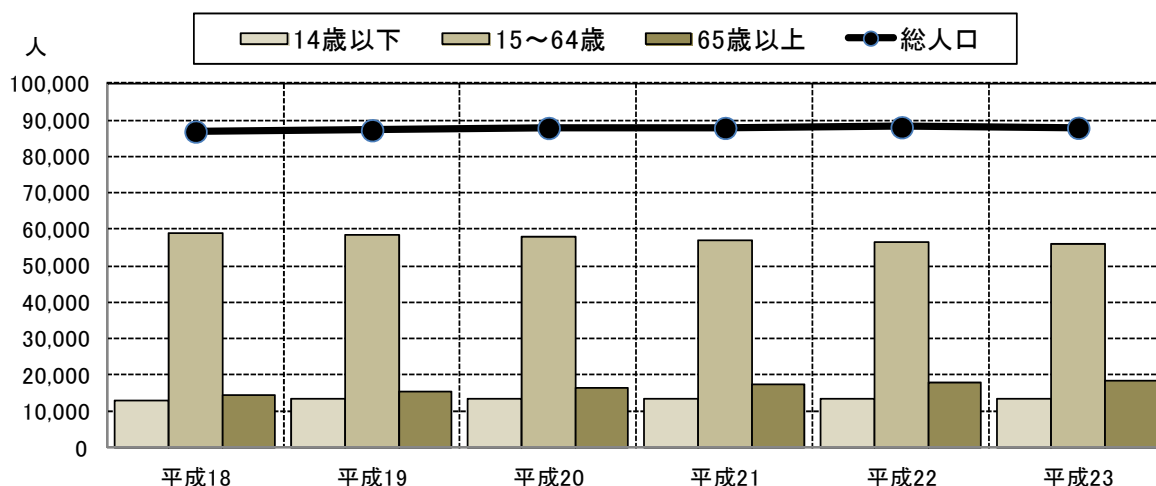
■人口、年齢3区分人口、対平成18年度比率 推移表

資料：あま市資料

年度	総人口		14歳以下		15～64歳		65歳以上	
	人	対平成18年度比率	人	対平成18年度比率	人	対平成18年度比率	人	対平成18年度比率
平成18	86,873	100.0%	13,173	100.0%	59,101	100.0%	14,599	100.0%
平成19	87,254	100.4%	13,344	101.3%	58,392	98.8%	15,518	106.3%
平成20	87,864	101.1%	13,419	101.9%	57,974	98.1%	16,471	112.8%
平成21	87,877	101.2%	13,483	102.4%	57,046	96.5%	17,348	118.8%
平成22	88,072	101.4%	13,467	102.2%	56,469	95.5%	18,136	124.2%
平成23	87,908	101.2%	13,383	101.6%	55,989	94.7%	18,536	127.0%

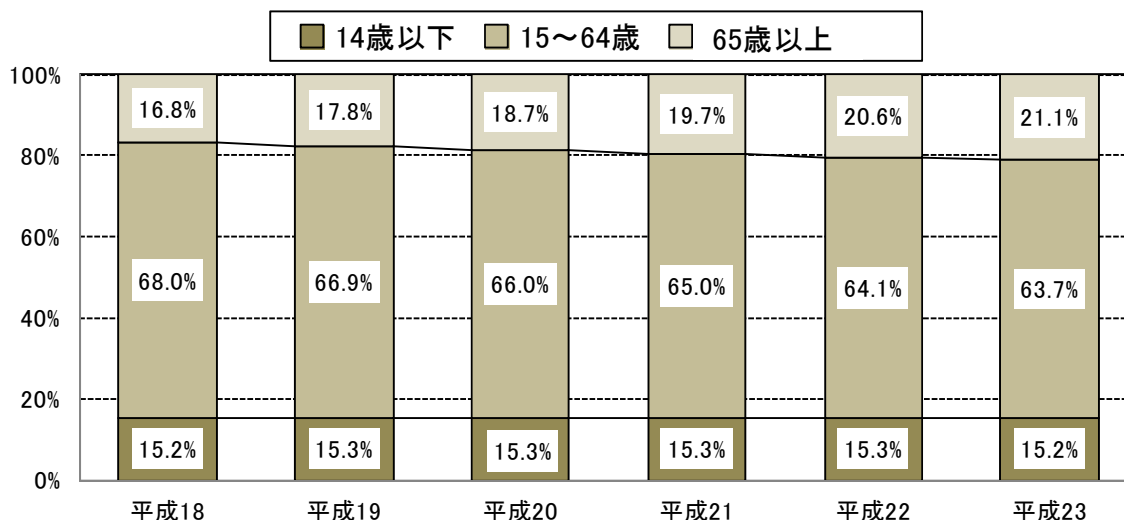
■人口、年齢3区分人口 推移

資料：あま市資料



■年齢3区分人口 構成割合推移

資料：あま市資料



2 世帯数、1世帯あたりの人員推移

(1) 国勢調査による世帯数、1世帯あたりの人員推移

(平成2年度～平成17年度は旧3町の合算値)

本市の国勢調査による世帯数は、平成2年度調査以降大幅な増加傾向となっています。平成22年度では、平成2年度対比で約41%の増加となっています。世帯数の大幅な増加に比較して「総人口」の増加が少ないため「1世帯あたりの人員」は減少を続け、核家族化が進んでいます。

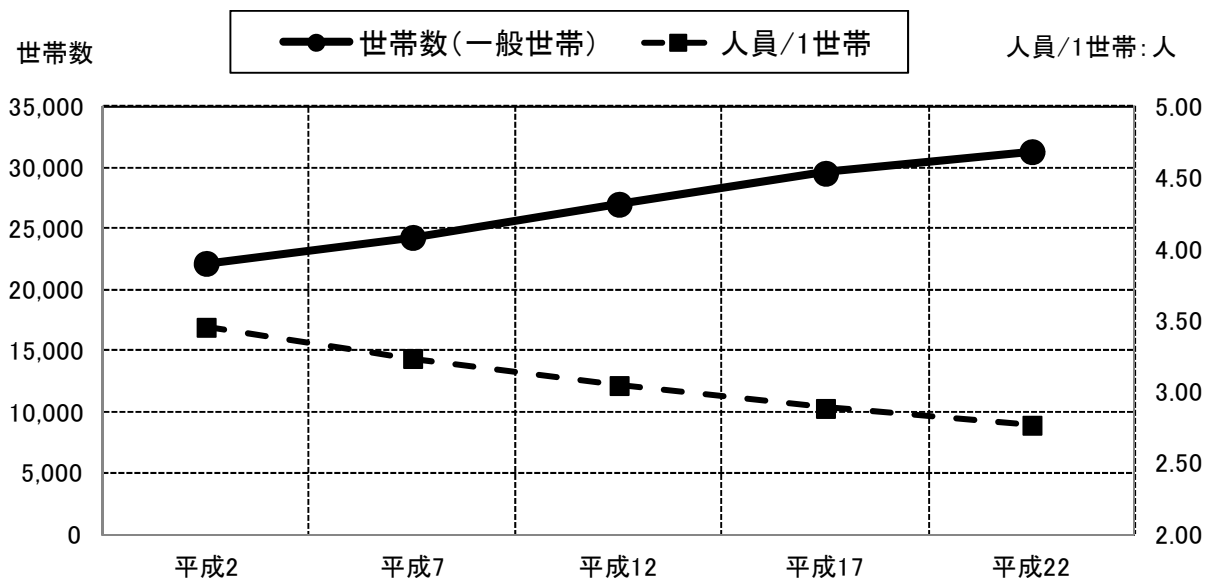
■人口、世帯数、1世帯あたりの人員、対平成2年度比率 推移表

資料：国勢調査

年度	総人口		世帯数(一般世帯)		人員/1世帯	
	人	対平成2年度比率	世帯	対平成2年度比率	人	対平成2年度比率
平成2	76,659	100.0%	22,194	100.0%	3.45	100.0%
平成7	78,678	102.6%	24,319	109.6%	3.24	93.9%
平成12	82,321	107.4%	27,032	121.8%	3.05	88.4%
平成17	85,307	111.3%	29,569	133.2%	2.89	83.8%
平成22	86,714	113.1%	31,338	141.2%	2.77	80.3%

■世帯数、1世帯あたりの人員 推移

資料：国勢調査



(2) 住民基本台帳による世帯数、1世帯あたりの人員推移

(平成18年度～平成21年度は旧3町の合算値) 毎年4月1日現在

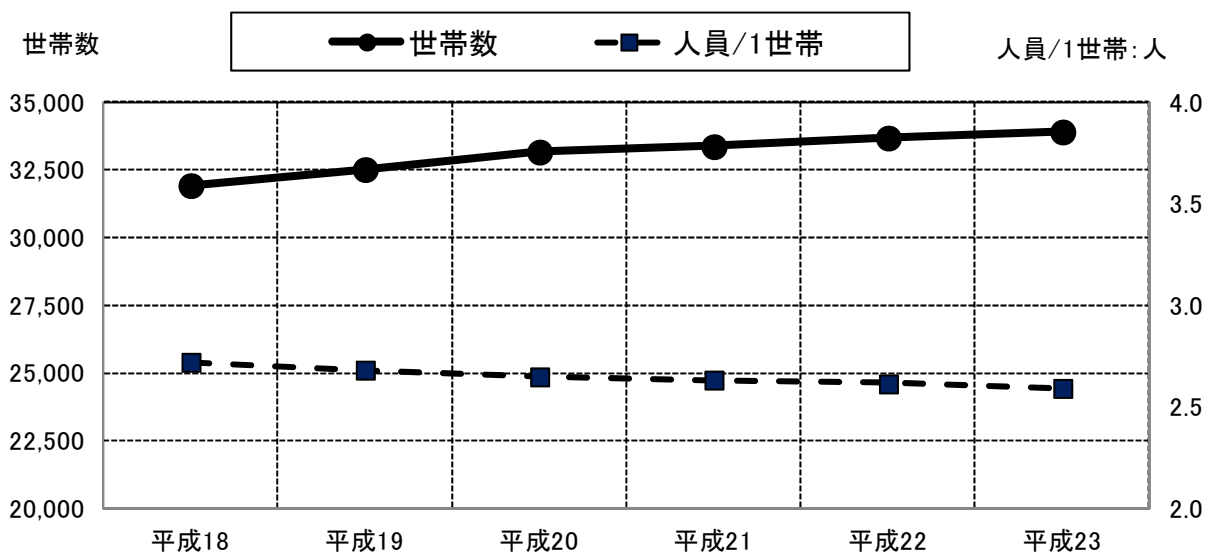
本市の住民基本台帳による世帯数は、平成18年度調査以降増加傾向となっており、平成23年度では平成18年度対比で6.2%の増加となっています。世帯数の増加と比較して「総人口」の増加が少ないため「1世帯あたりの人員」は減少を続け、核家族化が進んでいます。

■人口、世帯数、1世帯あたりの人員、対平成18年度比率 推移表 資料：あま市資料

年度	総人口		世帯数		人員/1世帯	
	人	対平成18年度比率	世帯	対平成18年度比率	人	対平成18年度比率
平成18	86,873	100.0%	31,934	100.0%	2.72	100.0%
平成19	87,254	100.4%	32,528	101.9%	2.68	98.5%
平成20	87,864	101.1%	33,174	103.9%	2.65	97.4%
平成21	87,877	101.2%	33,374	104.5%	2.63	96.7%
平成22	88,072	101.4%	33,692	105.5%	2.61	96.0%
平成23	87,908	101.2%	33,916	106.2%	2.59	95.2%

■世帯数、1世帯あたりの人員 推移

資料：あま市資料



3 世帯構成推移

(1) 国勢調査による世帯構成推移（平成2年度～平成17年度は旧3町の合算値）

本市の平成22年度の国勢調査による世帯構成を前回調査（平成17年度）と比較すると、世帯数の増加に従い、「その他の親族世帯」を除き増加しています。

構成割合の推移では、「単独世帯」、「非親族世帯」の割合が増加し、「核家族世帯」、「その他の親族世帯」の割合が減少しています。

■世帯構成別世帯数 推移表

資料：国勢調査

年度	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
世帯数（一般世帯）	22,194	24,319	27,032	29,569	31,338
核家族世帯	15,199	16,418	18,298	19,592	20,285
（夫婦のみ）	(2,823)	(4,001)	(5,412)	(6,336)	(6,716)
（夫婦と子ども）	(11,024)	(10,857)	(11,042)	(11,031)	(10,960)
（父親と子ども）	(278)	(318)	(372)	(434)	(459)
（母親と子ども）	(1,074)	(1,242)	(1,472)	(1,791)	(2,150)
その他の親族世帯	4,217	4,329	4,309	4,181	3,922
非親族世帯	59	104	113	235	379
単独世帯	2,719	3,468	4,312	5,561	6,752

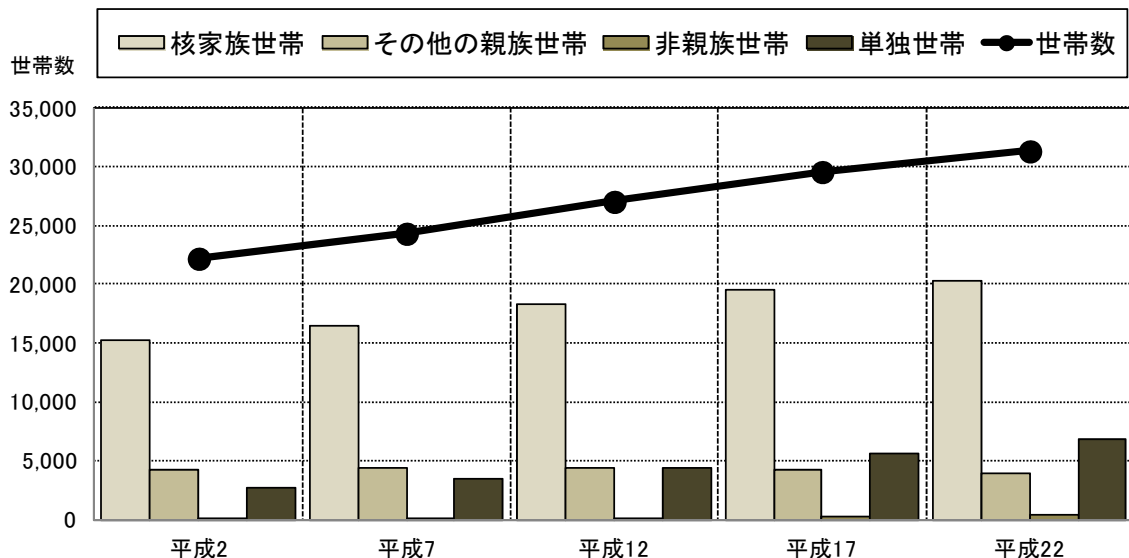
■世帯構成別構成割合 推移表

資料：国勢調査

年度	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
核家族世帯	68.4%	67.5%	67.7%	66.3%	64.8%
（夫婦のみ）	(12.7%)	(16.5%)	(20.0%)	(21.4%)	(21.4%)
（夫婦と子ども）	(49.6%)	(44.6%)	(40.9%)	(37.3%)	(35.0%)
（父親と子ども）	(1.3%)	(1.3%)	(1.4%)	(1.5%)	(1.5%)
（母親と子ども）	(4.8%)	(5.1%)	(5.4%)	(6.1%)	(6.9%)
その他の親族世帯	19.0%	17.8%	15.9%	14.1%	12.5%
非親族世帯	0.3%	0.4%	0.4%	0.8%	1.2%
単独世帯	12.3%	14.3%	16.0%	18.8%	21.5%

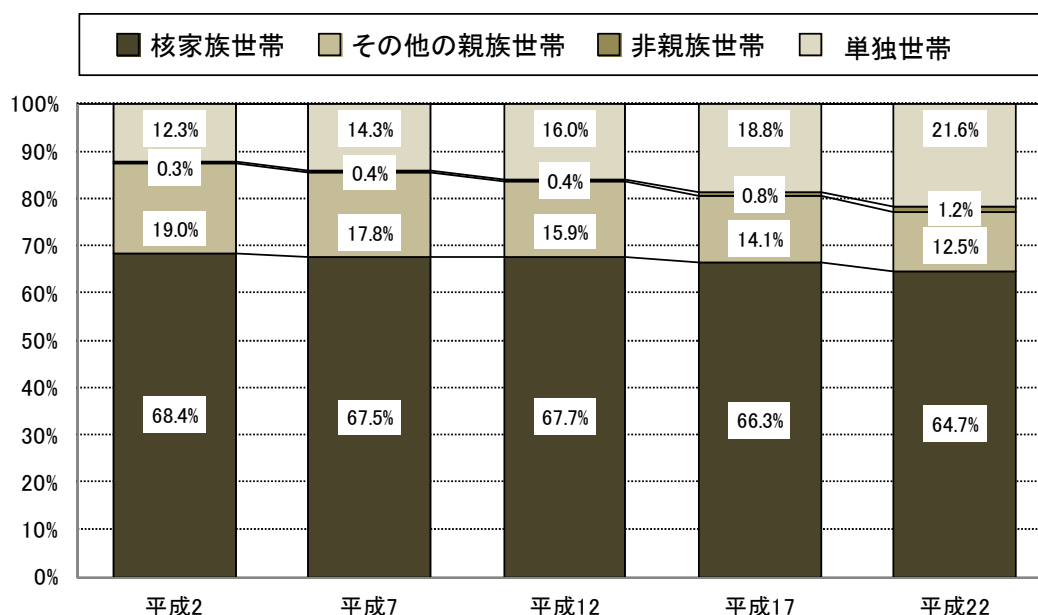
■世帯構成別世帯数 推移

資料：国勢調査



■世帯構成別構成割合 推移

資料：国勢調査



(2) 国勢調査による核家族世帯構成推移

(平成2年度～平成17年度は旧3町の合算値)

本市の国勢調査による核家族世帯構成推移は、核家族世帯数の増加に従いすべての構成で増加しています。その中では「夫婦のみ」の増加が大きくなっています。

構成割合の推移では、「夫婦のみ」の割合が増加し、「夫婦と子ども」の割合が減少しています。

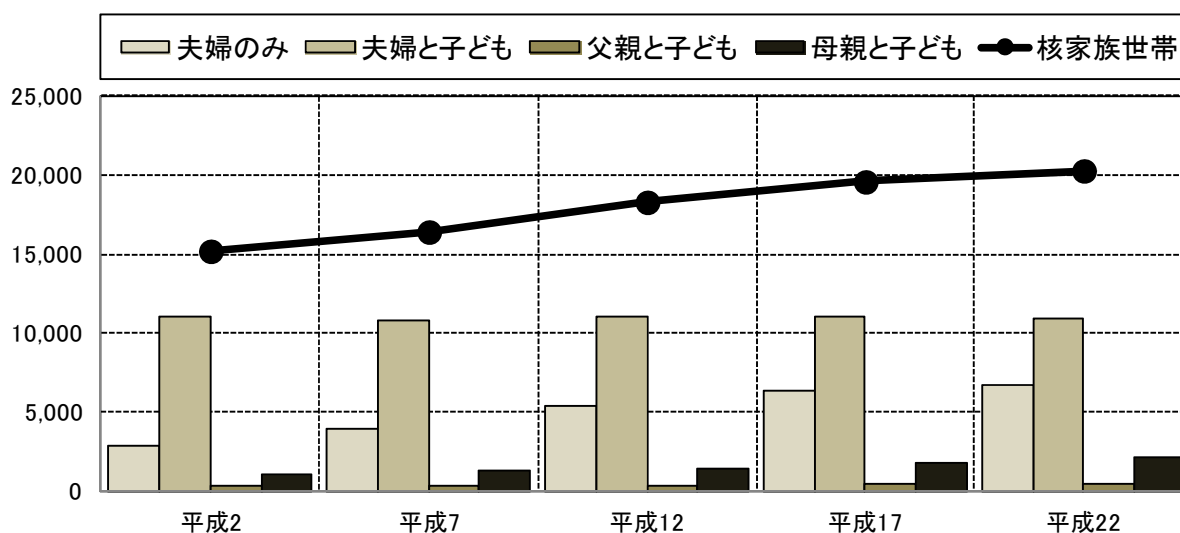
■核家族世帯構成別構成割合 推移表

資料：国勢調査

年度	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22
夫婦のみ	18.6%	24.4%	29.6%	32.3%	33.1%
夫婦と子ども	72.5%	66.1%	60.4%	56.4%	54.0%
父親と子ども	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.3%
母親と子ども	7.1%	7.6%	8.0%	9.1%	10.6%

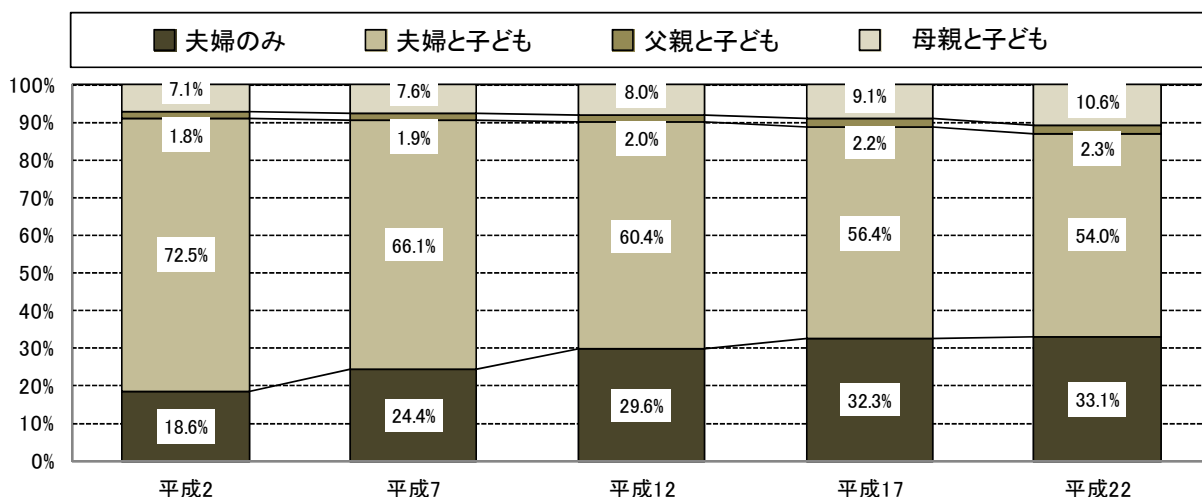
■核家族世帯構成別世帯数 推移

資料：国勢調査



■核家族世帯構成別構成割合 推移

資料：国勢調査



(3) 国勢調査による子どものいる世帯数推移

(平成2年度～平成17年度は旧3町の合算値)

本市の国勢調査による子どものいる世帯数は、「6歳未満親族のいる世帯数」は、平成7年度まで減少し、平成12、17年度で増加しましたが、平成22年度は減少しています。「18歳未満親族のいる世帯数」は、平成2、7年度と減少し、平成12年度以降で若干増加しています。全世帯数に占める割合は、「6歳未満親族のいる世帯数」では平成2年度以降ほぼ横ばいでしたが、平成22年度で減少しています。「18歳未満親族のいる世帯数」は減少が続いています。

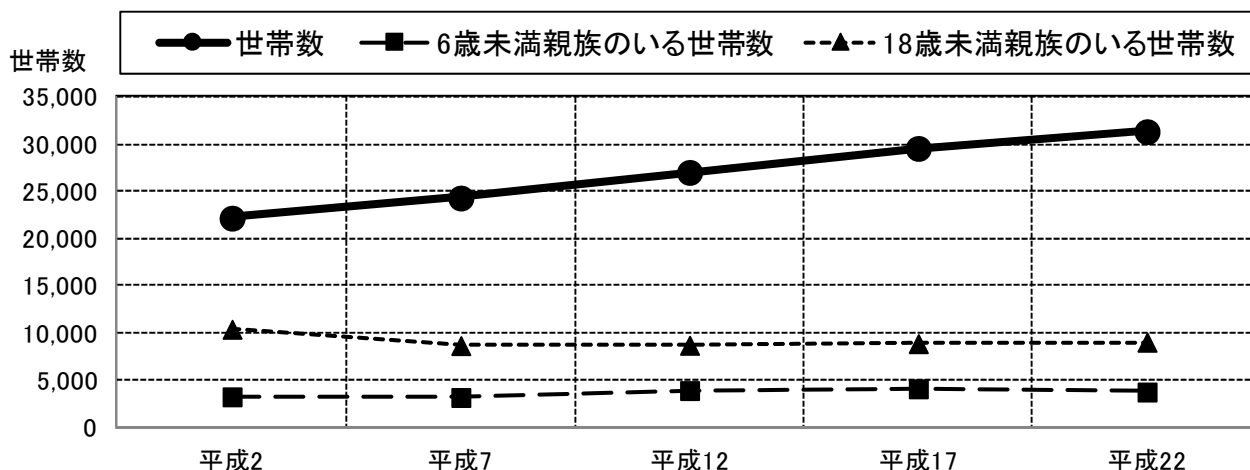
■子どものいる世帯数 推移表

資料：国勢調査

年度	世帯数	6歳未満親族のいる世帯数	18歳未満親族のいる世帯数	6歳未満親族のいる世帯数率	18歳未満親族のいる世帯数率
平成2	22,194	3,300	10,444	14.9%	47.1%
平成7	24,319	3,236	8,715	13.3%	35.8%
平成12	27,032	3,972	8,753	14.7%	32.4%
平成17	29,569	4,156	8,930	14.1%	30.2%
平成22	31,338	3,817	9,076	12.2%	29.0%

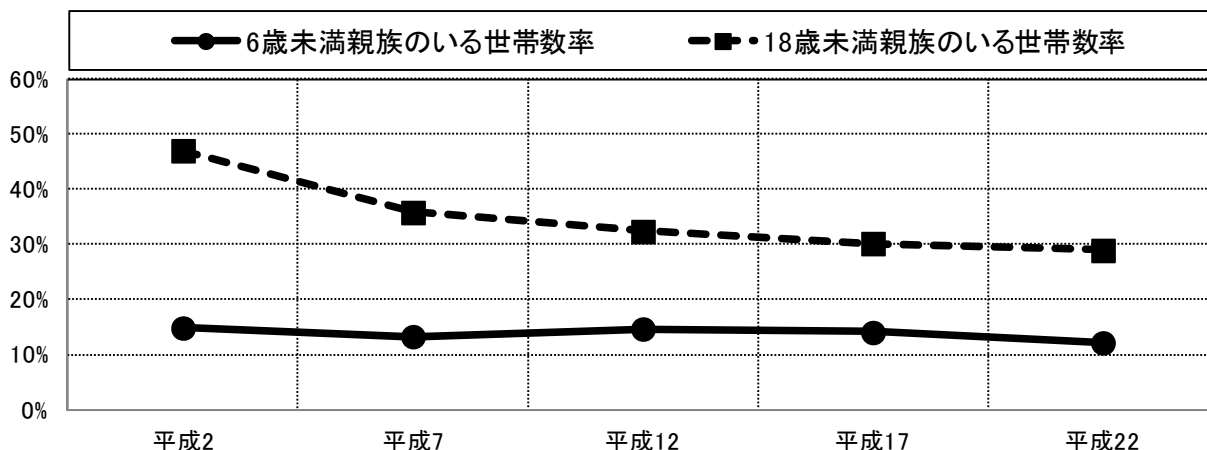
■子どものいる世帯数 推移

資料：国勢調査



■子どものいる世帯数対全世帯比率 推移

資料：国勢調査



4 出生数、婚姻、離婚推移

(1) 出生数：母の年齢（5歳階級）推移（旧3町の合算値）

本市の出生数は、年間で850人前後を推移しており、平成20年度に883人となりましたが、平成21年度は826人に減少しています。母の年齢構成割合では、「30～34歳」が最も多く次いで「25～29歳」となっています。「25～34歳」で全体の約70%を占めています。出生児の男女比率はほぼ50%となっています。

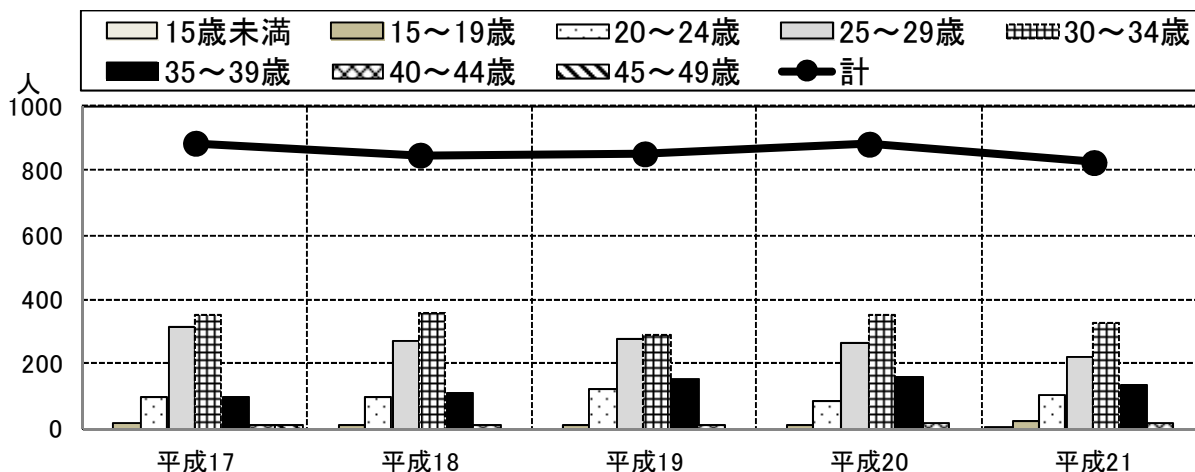
■出生数：母の年齢（5歳階級）推移表

資料：愛知県衛生年報

年度	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
平成17	—	15	93	317	353	98	8	2	—	—	886
平成18	—	11	95	274	358	107	4	—	—	—	849
平成19	—	9	120	275	289	151	9	—	—	—	853
平成20	—	12	85	265	348	157	16	—	—	—	883
平成21	1	21	104	224	325	135	16	—	—	—	826

■出生数：母の年齢（5歳階級）推移

資料：愛知県衛生年報



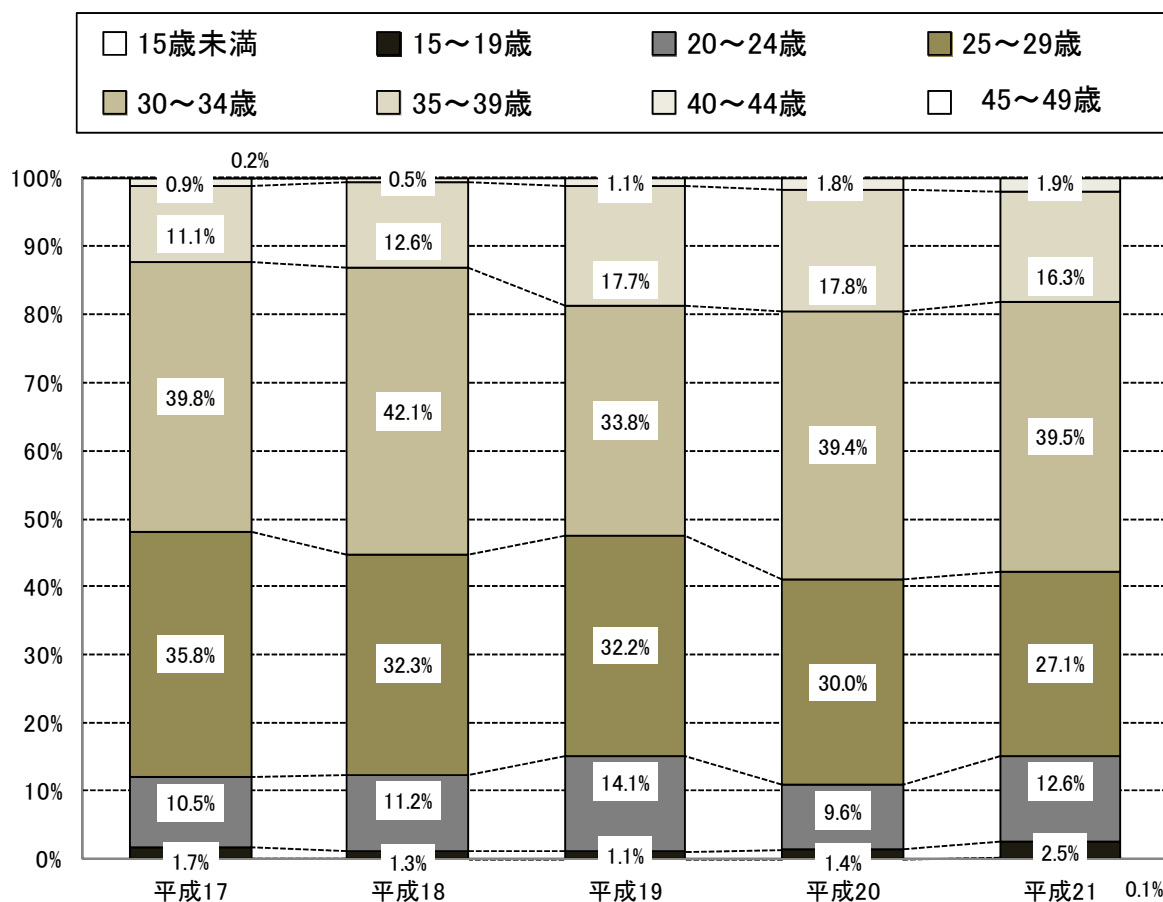
■母の年齢（5歳階級）構成割合 推移表

資料：愛知県衛生年報

年度	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	計
平成17	—	1.7%	10.5%	35.8%	39.8%	11.1%	0.9%	0.2%	100%
平成18	—	1.3%	11.2%	32.3%	42.1%	12.6%	0.5%	—	100%
平成19	—	1.1%	14.1%	32.2%	33.8%	17.7%	1.1%	—	100%
平成20	—	1.4%	9.6%	30.0%	39.4%	17.8%	1.8%	—	100%
平成21	0.1%	2.5%	12.6%	27.1%	39.5%	16.3%	1.9%	—	100%

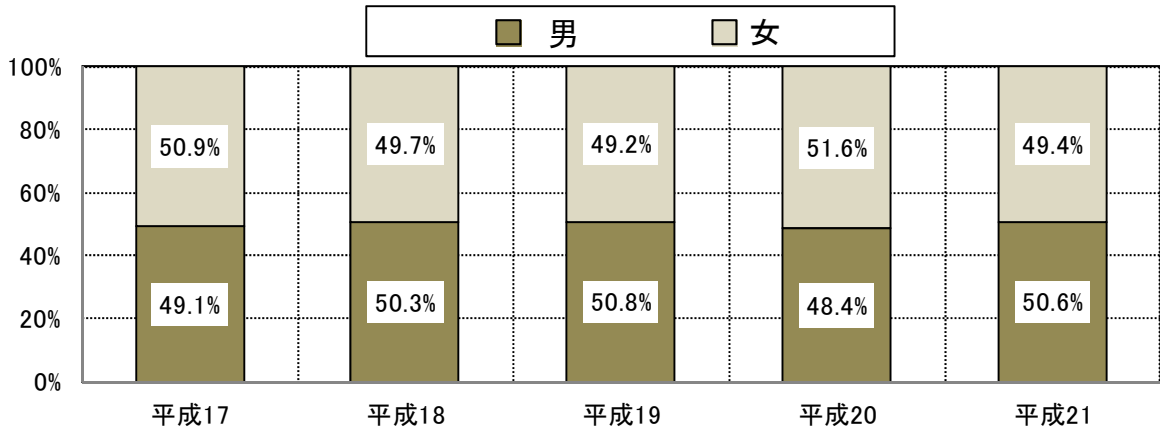
■母の年齢（5歳階級）構成割合 推移

資料：愛知県衛生年報



■出生児男女構成割合 推移

資料：愛知県衛生年報



(2) 婚姻・離婚 推移 (平成 17 年度～平成 21 年度は旧 3 町の合算値)

本市の婚姻件数は、平成 18 年度から平成 20 年度は減少傾向にありましたが、平成 21 年度以降は増加しています。人口千人に対する婚姻率も同様の傾向です。離婚件数は、平成 18 年度で減少しましたが、平成 22 年度増加しています。人口千人に対する離婚率は、平成 18 年度が最も低く、平成 22 年度が最も高くなっています。

■婚姻・離婚 推移表

資料：愛知県衛生年報・他

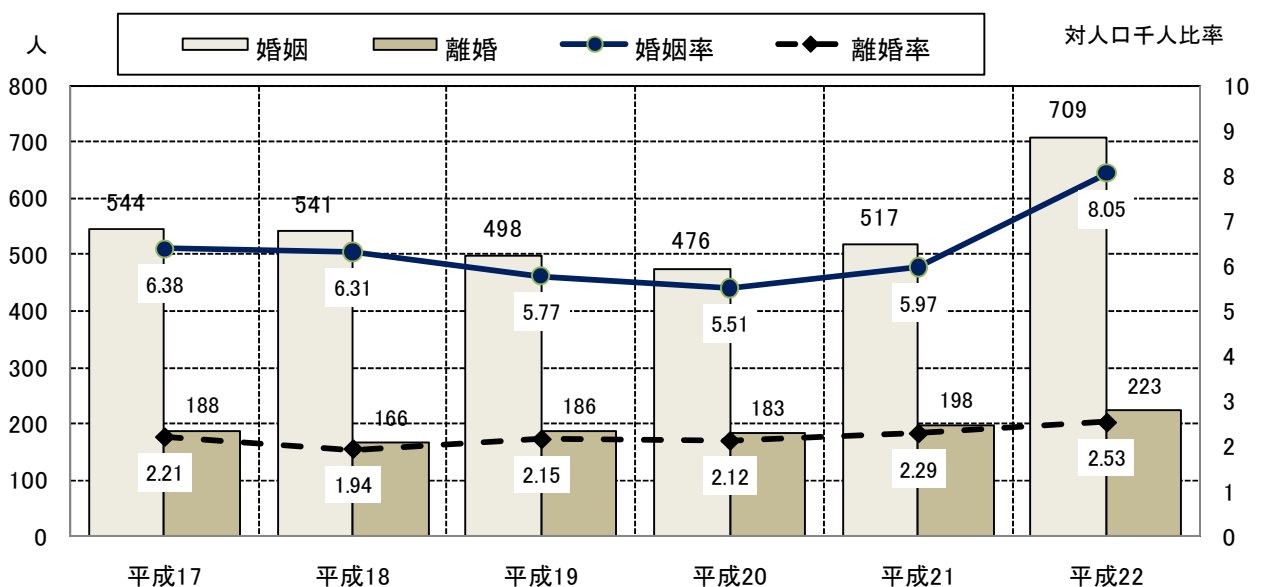
(平成 17～21：愛知県衛生年報、平成 22：あま市資料) 以下同じ

婚姻率・離婚率は人口千人に対する件数比率

年度	婚姻	離婚	婚姻率	離婚率
平成 17	544	188	6.38	2.21
平成 18	541	166	6.31	1.94
平成 19	498	186	5.77	2.15
平成 20	476	183	5.51	2.12
平成 21	517	198	5.97	2.29
平成 22	709	223	8.05	2.53

■婚姻・離婚 推移

資料：愛知県衛生年報・他



(3) 未婚率 推移 (旧3町の合算値)

本市の未婚率の年度変化は、男女ともに25歳以上で未婚率が高くなってきています。晩婚化の傾向が表れています。

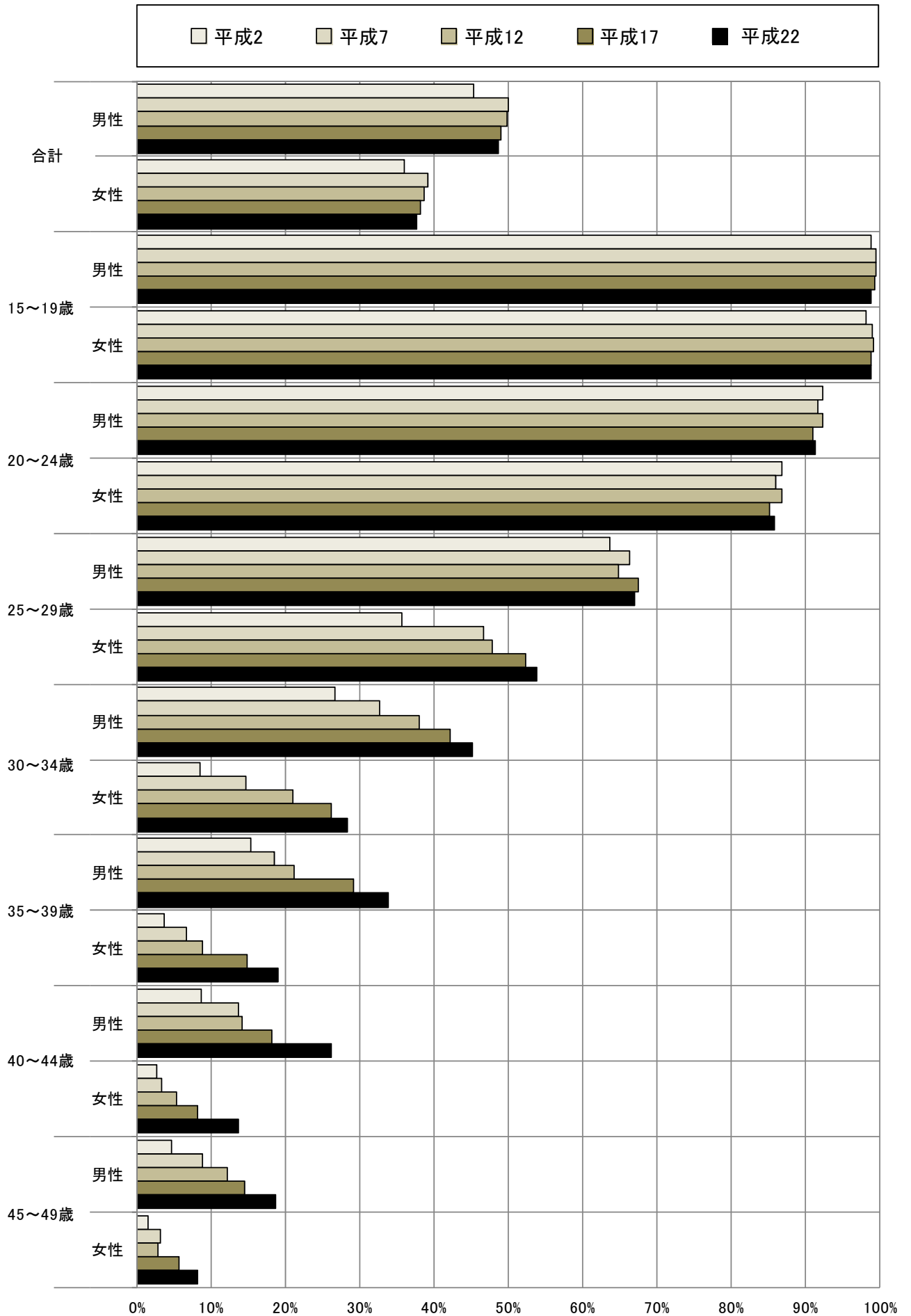
■ 未婚率 推移表

資料：国勢調査

年齢	年度	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22
合計	男	45.3%	49.9%	49.8%	48.9%	48.6%
	女	36.0%	39.1%	38.7%	38.1%	37.7%
15～19 歳	男	98.7%	99.4%	99.4%	99.3%	98.8%
	女	98.0%	99.0%	99.1%	98.8%	98.7%
20～24 歳	男	92.2%	91.6%	92.4%	90.9%	91.4%
	女	86.7%	85.9%	86.8%	85.1%	85.8%
25～29 歳	男	63.6%	66.4%	64.7%	67.4%	66.9%
	女	35.6%	46.7%	47.8%	52.4%	53.9%
30～34 歳	男	26.7%	32.6%	38.0%	42.1%	45.1%
	女	8.5%	14.6%	21.0%	26.1%	28.4%
35～39 歳	男	15.3%	18.5%	21.2%	29.1%	33.8%
	女	3.6%	6.7%	8.9%	14.8%	19.0%
40～44 歳	男	8.6%	13.6%	14.2%	18.2%	26.2%
	女	2.7%	3.3%	5.3%	8.2%	13.7%
45～49 歳	男	4.6%	8.9%	12.2%	14.4%	18.7%
	女	1.4%	3.1%	2.9%	5.7%	8.1%

■未婚率 推移

資料：国勢調査



5 保育所状況（平成18年度～平成21年度は旧3町の合算値）

本市の保育所の状況では、保育所数は平成20年度以降13か所となっており変化ありません。定員数は増加していますが、在籍者数は平成20年度以降減少しています。この結果、定員に対する在籍者数の割合は、平成23年度で95.1%となり若干の余裕があるといえます。

■保育所 定員、在籍者数、保育所数 推移表

資料：愛知県統計年鑑・他

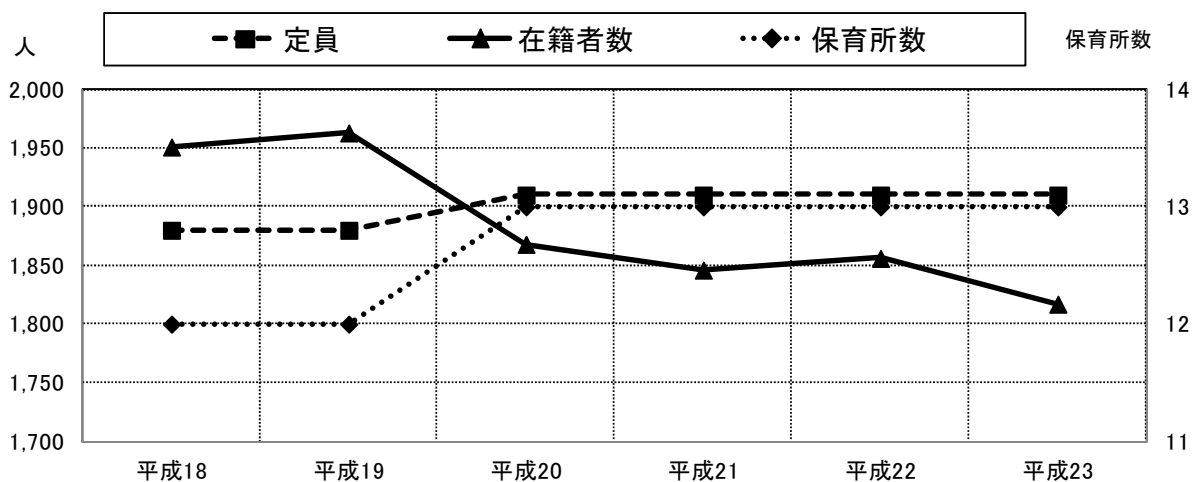
（平成18～21：愛知県統計年鑑、平成22・23：あま市資料）以下同じ

各年10月1日現在

年度	保育所数	定員	在籍者数	在籍者数/定員率
平成18	12	1,880	1,951	103.8%
平成19	12	1,880	1,963	104.4%
平成20	13	1,910	1,868	97.8%
平成21	13	1,910	1,846	96.6%
平成22	13	1,910	1,856	97.2%
平成23	13	1,910	1,817	95.1%

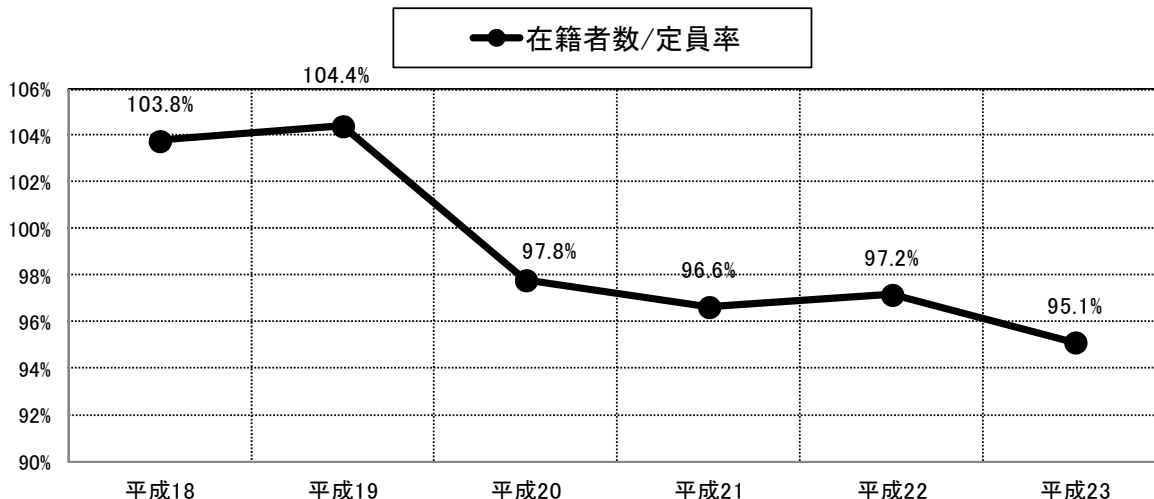
■保育所 定員、在籍者数、保育所数 推移

資料：愛知県衛生年報・他



■保育所 在籍者数/定員率 推移

資料：愛知県衛生年報・他



6 教育状況

(1) 幼稚園状況推移（平成18年度～平成21年度は旧3町の合算値）

本市の幼稚園の状況では、幼稚園数は平成18年度以降6か所で変化ありません。園児数は1,500人前後を推移しています。

年齢別園児数構成割合では、若干の変動はありますがほぼ各年齢で3分の1となっています。

男女の比率では、平成18年度から平成22年度は男子が若干多くなっていますが、平成23年度は同数となっています。

教員1人あたりの園児数の推移では、平成19年度が18.6人で最も少なく、平成21年度が19.9人で最も多くなっています。平成22年度、平成23年度は減少しています。

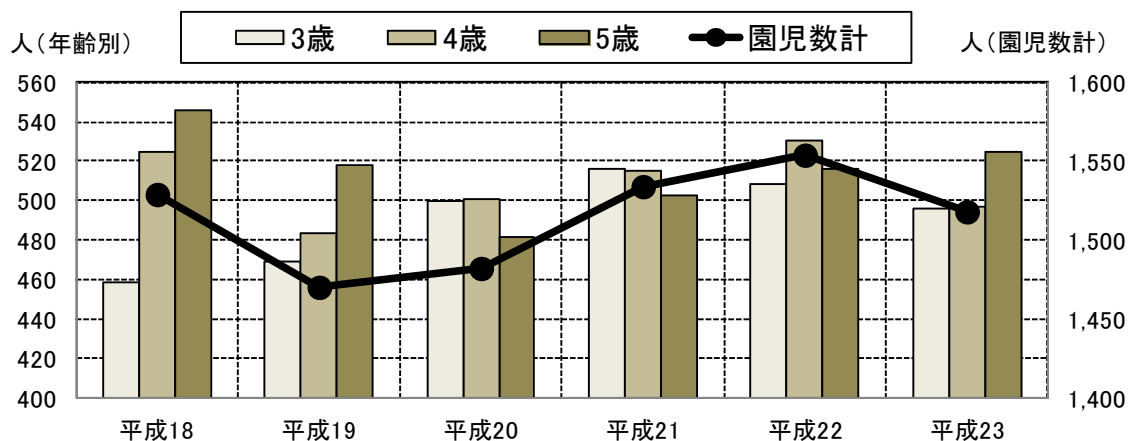
■幼稚園 年齢別園児数等 推移表

資料：愛知県統計年鑑・他
各年5月1日現在

年度	園数	学級数	教員数	3歳	4歳	5歳	園児数計	園児数男	園児数女
平成18	6	57	79	458	525	546	1,529	781	748
平成19	6	56	79	469	483	518	1,470	765	705
平成20	6	56	78	500	501	481	1,482	781	701
平成21	6	56	77	516	515	503	1,534	808	726
平成22	6	57	81	508	530	516	1,554	797	757
平成23	6	56	80	496	497	525	1,518	759	759

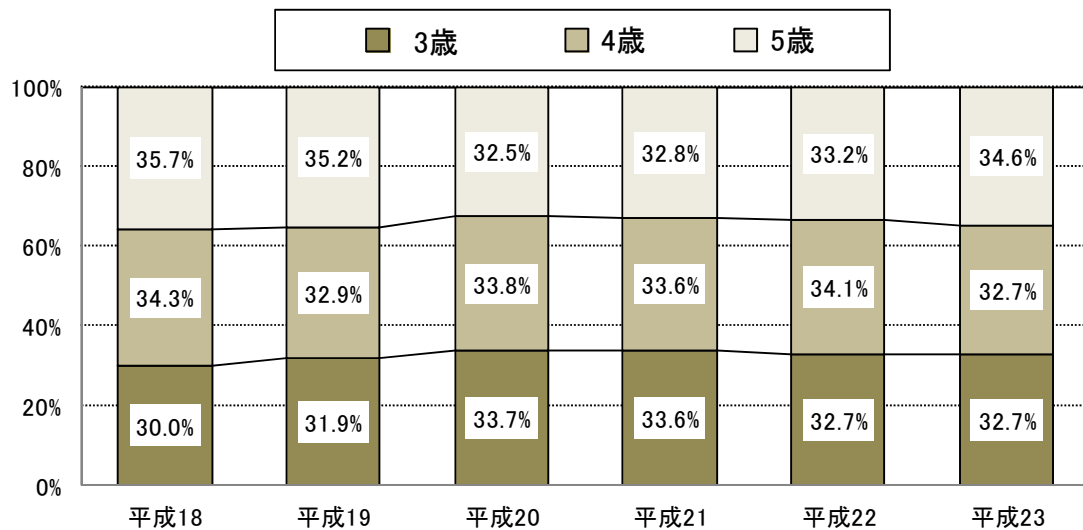
■幼稚園 年齢別園児数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



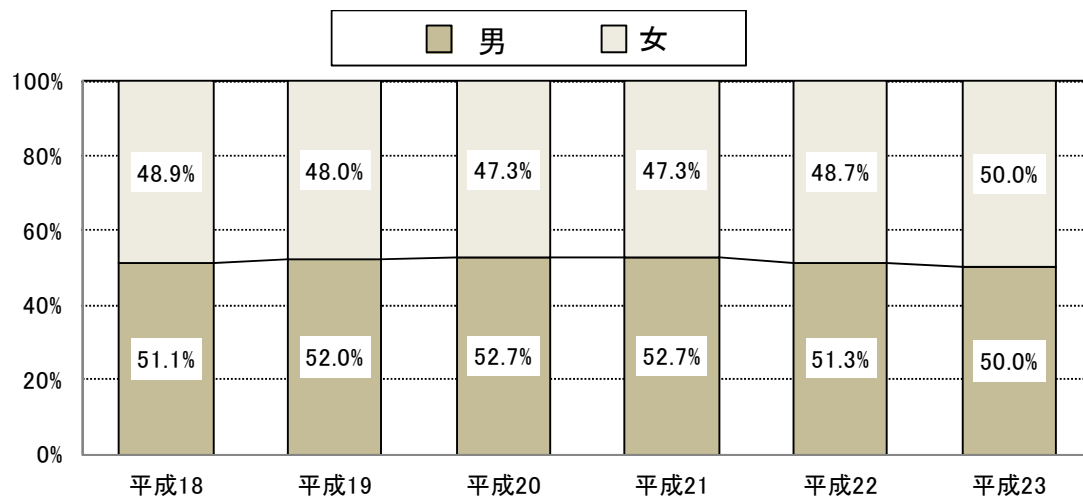
■ 幼稚園 年齢別構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



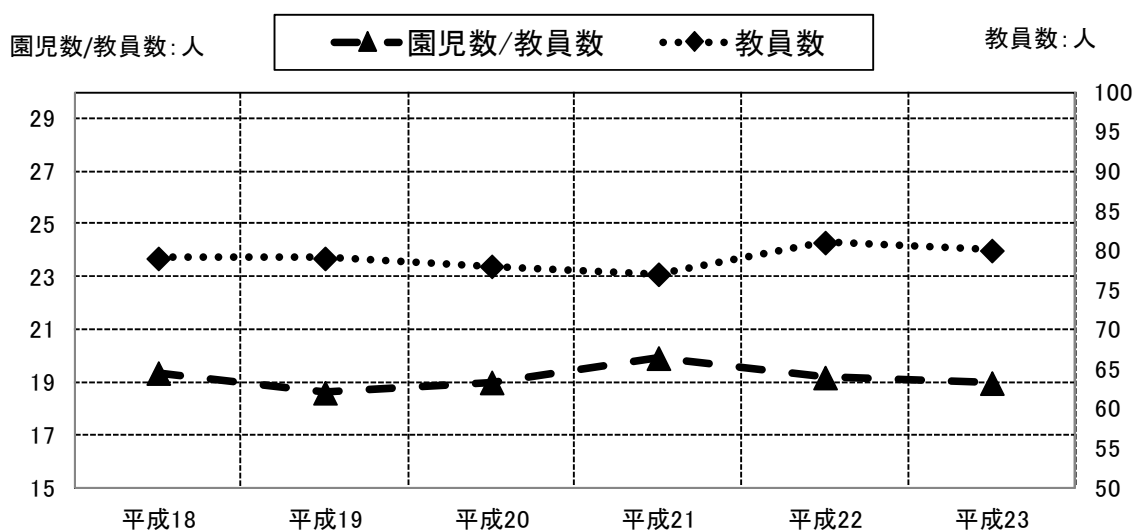
■ 幼稚園 男女構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



■ 幼稚園 教員数、教員1人あたりの園児数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



(2) 小学校状況推移（平成 18 年度～平成 21 年度は旧 3 町の合算値）

本市の小学校の状況では、小学校数は平成 18 年度以降 12 校で変化ありません。生徒数は 5,500 人前後を推移しています。

学年別生徒数構成割合では、若干の変動はありますがほぼ各学年で 6 分の 1 となっています。

男女の比率では、若干男子生徒が多くなっています。

教員 1 人あたりの生徒数の推移は、平成 18 年度が最も多く、平成 19 年度以降は平成 21 年度で若干増加しましたが、減少しています。教員数は増加傾向になっていません。

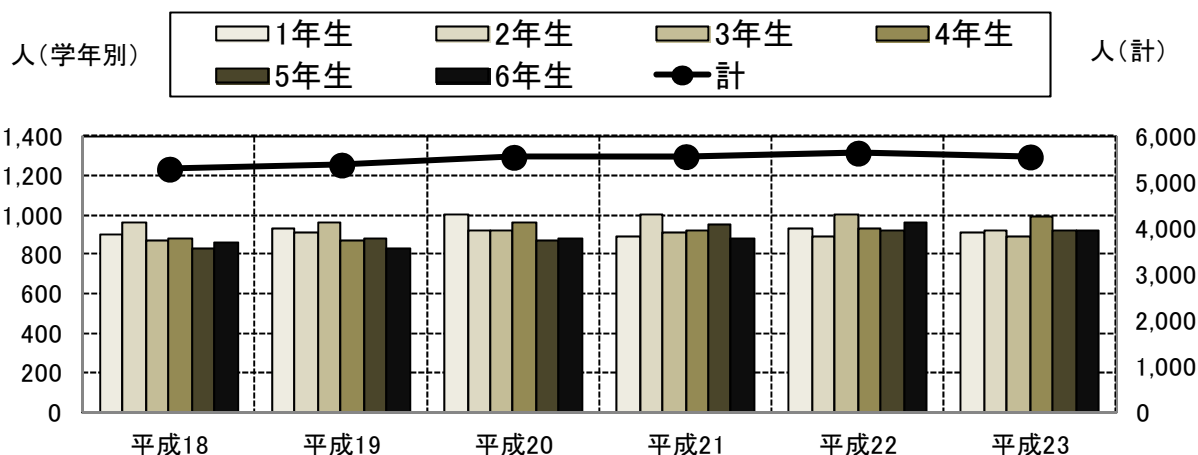
■小学校 学年別生徒数等 推移表

資料：愛知県統計年鑑・他
各年 5 月 1 日現在

年度	学校数	学級数	教員数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	男	女	計
平成 18	12	186	267	903	957	866	880	831	856	2,702	2,591	5,293
平成 19	12	191	277	928	908	962	871	880	833	2,739	2,643	5,382
平成 20	12	198	288	998	918	918	962	874	880	2,824	2,726	5,550
平成 21	12	199	286	896	1,000	916	920	955	878	2,824	2,741	5,565
平成 22	12	201	313	931	889	1,006	929	925	961	2,855	2,786	5,641
平成 23	12	202	318	911	921	886	997	925	918	2,805	2,753	5,558

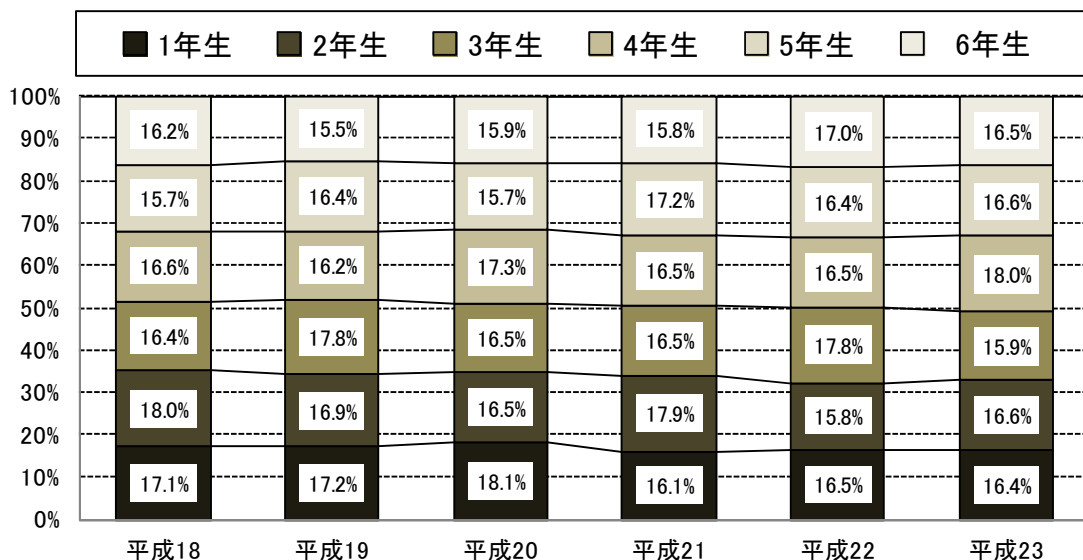
■小学校 学年別生徒数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



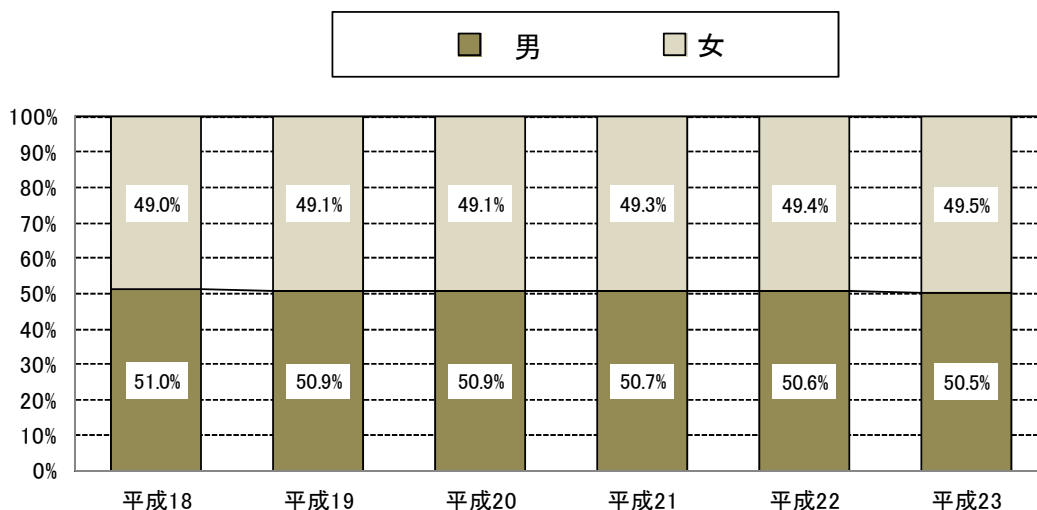
■小学校 学年別生徒数構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



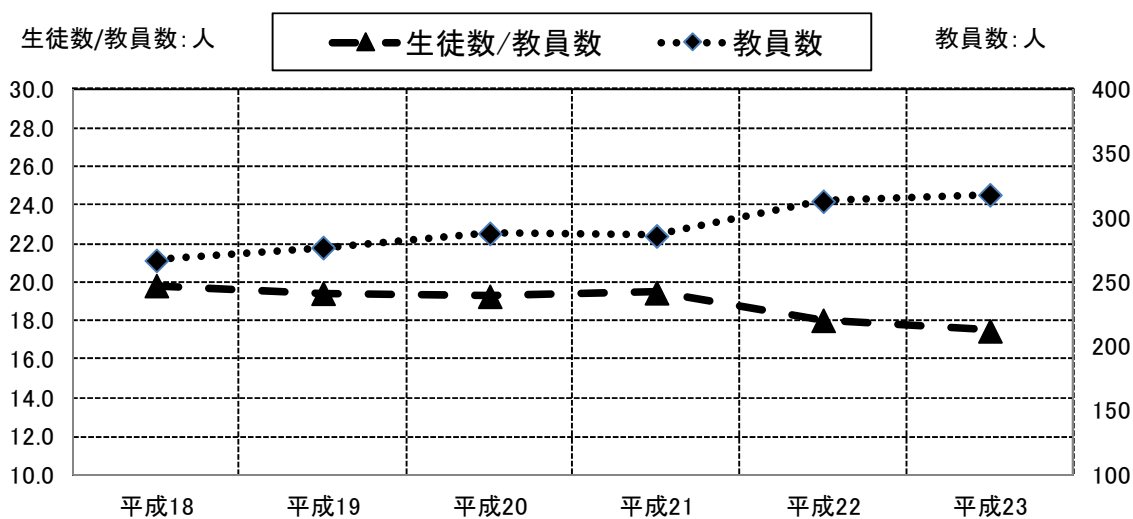
■小学校 男女別生徒数構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



■小学校 教員1人あたりの生徒数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



(3) 中学校状況推移（平成 18 年度～平成 21 年度は旧 3 町の合算値）

本市の中学校の状況では、中学校数は平成 18 年度以降 5 校で変化ありません。生徒数は平成 18 年度以降増加傾向にあり平成 23 年度は 2,598 人となりました。

学年別生徒数構成割合では、若干の変動はありますがほぼ各学年で 3 分の 1 となっています。

男女の比率では、若干男子生徒が多くなっています。

教員 1 人あたりの生徒数推移は、平成 18 年度が最も多く 16.5 人となっています。平成 20 年度以降は、減少傾向となり平成 23 年度で若干増加しました。教員数は増加傾向となっています。

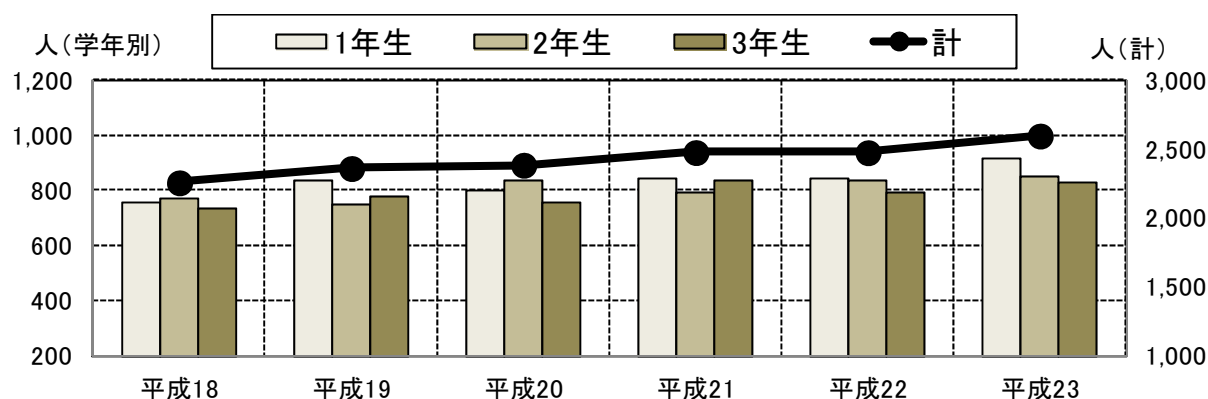
■中学校 学年別生徒数等 推移表

資料：愛知県統計年鑑・他
各年 5 月 1 日現在

年度	学校数	学級数	教員数 (本務者)	1 年生	2 年生	3 年生	男	女	計
平成 18	5	70	137	753	770	735	1,199	1,059	2,258
平成 19	5	73	145	836	751	775	1,243	1,119	2,362
平成 20	5	74	146	797	835	754	1,241	1,145	2,386
平成 21	5	80	160	845	795	838	1,250	1,228	2,478
平成 22	5	81	179	846	838	793	1,279	1,198	2,477
平成 23	5	86	186	919	849	830	1,343	1,255	2,598

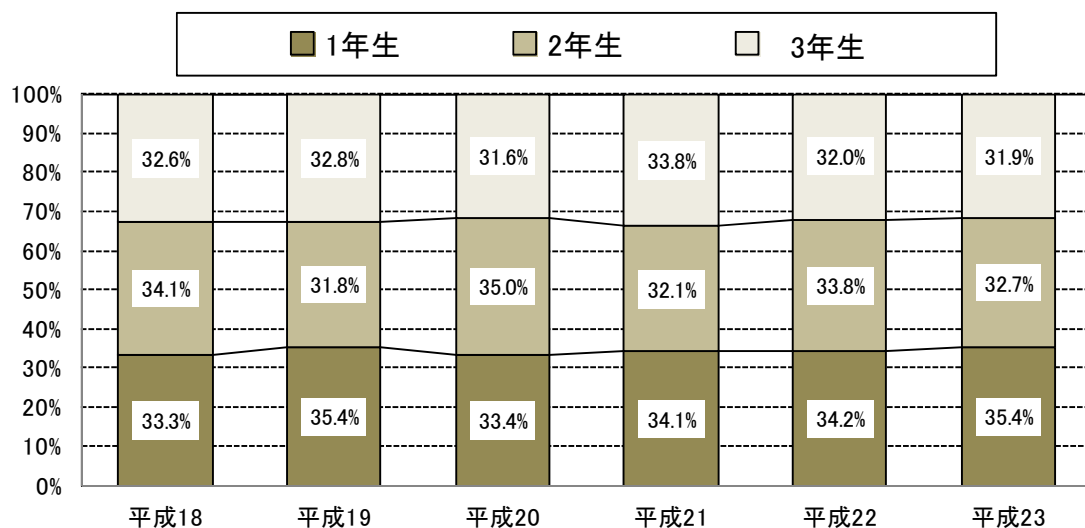
■中学校 学年別生徒数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



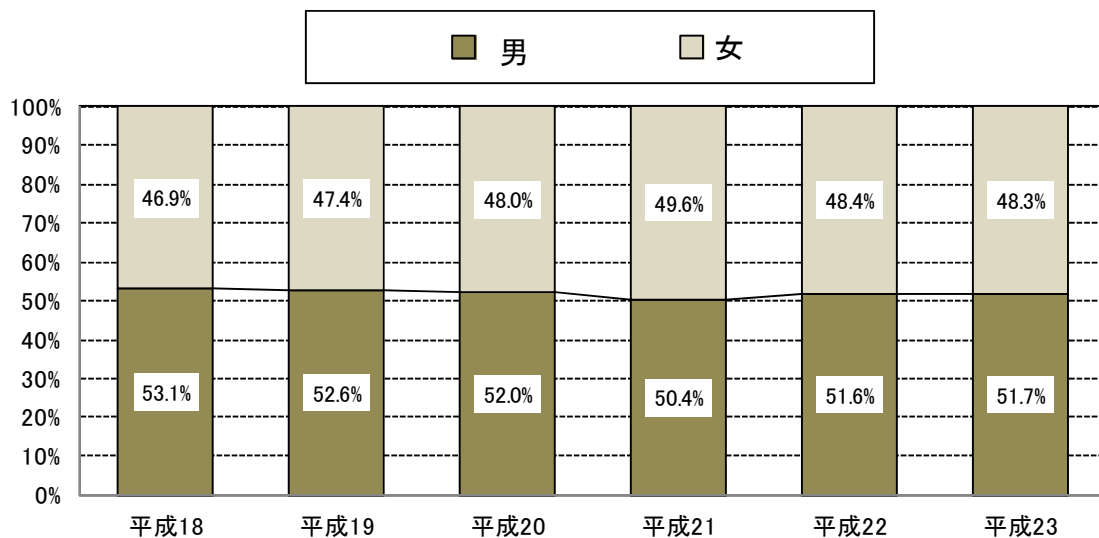
■中学校 学年別生徒数構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



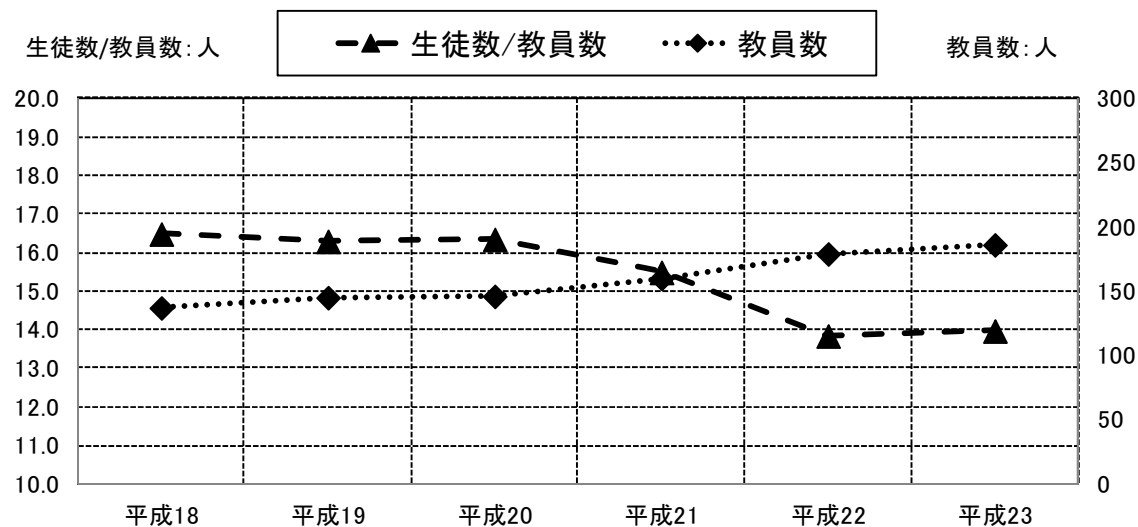
■中学校 男女別生徒数構成割合 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



■中学校 教員1人あたりの生徒数 推移

資料：愛知県統計年鑑・他



7 就業状況

(1) 産業別就労者数推移（旧3町の合算値）

本市の産業別就労者数の状況では、総就労者数は増加しています。「第3次産業」が増加し、「第2次産業」は平成2年度以降減少傾向にあります。「第1次産業」は減少しています。

産業別就労者数の構成割合の推移からも、本市の産業就労状況の変化が読み取れます。

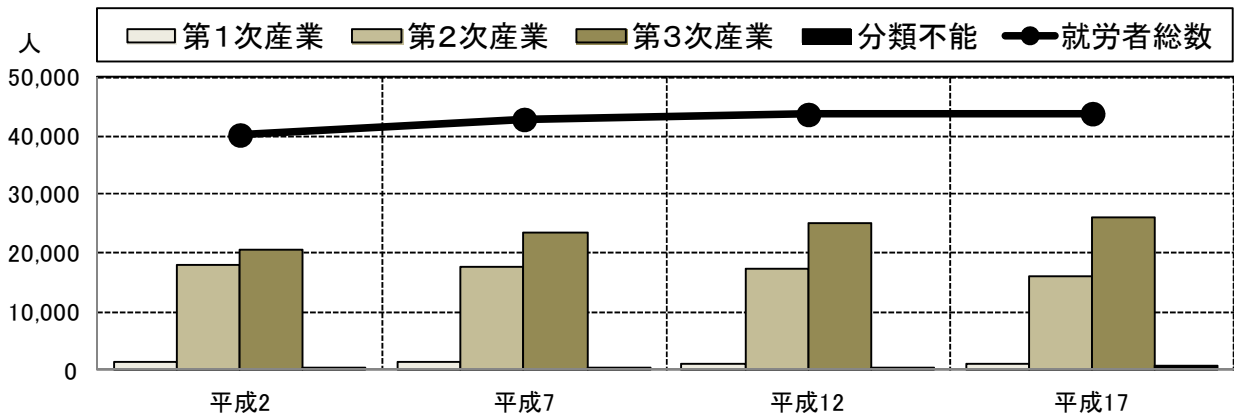
■産業別就労者数 推移表

資料：国勢調査

年度	平成2	平成7	平成12	平成17
就労者総数	40,190	42,842	43,690	43,827
第1次産業	1,510	1,406	1,170	1,031
第2次産業	17,912	17,799	17,223	16,030
第3次産業	20,625	23,569	25,050	25,949
分類不能	143	68	247	817

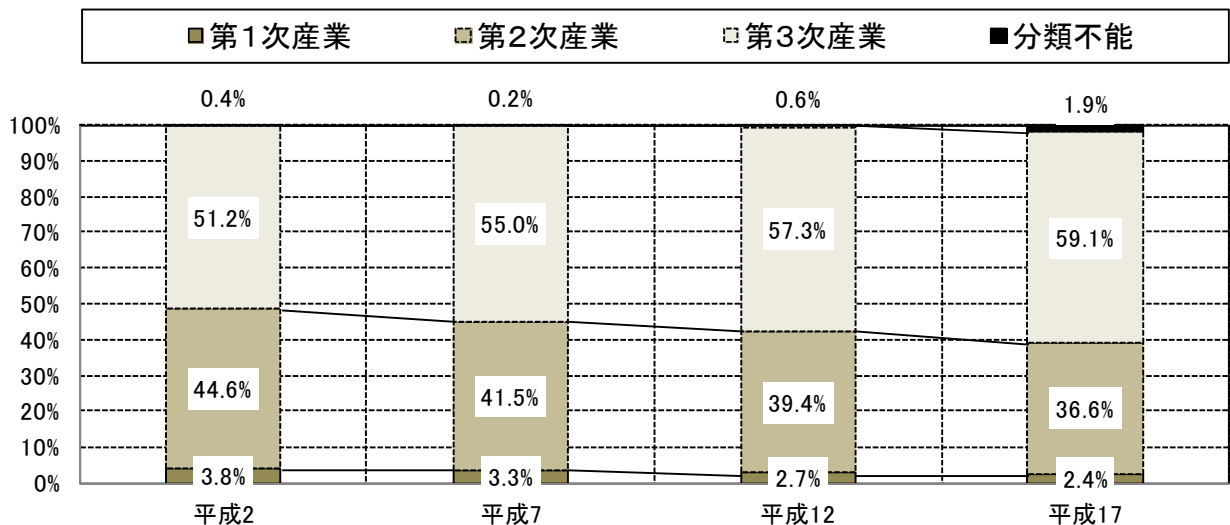
■産業別就労者数 推移

資料：国勢調査



■産業別就労者数構成割合 推移

資料：国勢調査



(2) 年齢別女性就労者数推移（平成2年度～平成17年度は旧3町の合算値）

本市の女性年齢別就労者数の状況では、60歳以上が増加しています。20歳未満は減少しています。20歳代は平成12年度以降減少しています。

女性年齢別就労率の状況では、30歳代、40歳代、50歳代の就労率は増加傾向にあり、20歳未満、20歳代の就労率は減少傾向を示しています。女性就労者の高齢化が見られます。

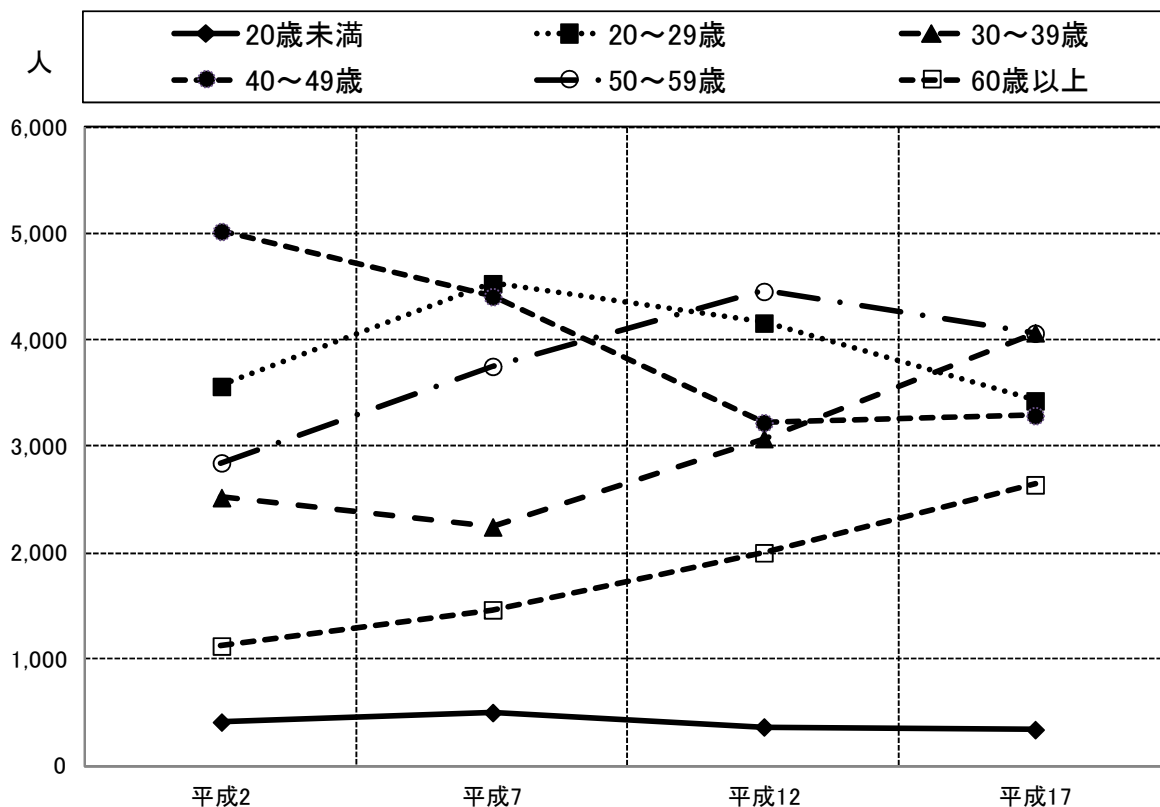
■女性年齢別就労者数 推移表

資料：国勢調査

年度	平成2	平成7	平成12	平成17
就労者数（女性）	15,487	16,898	17,280	17,830
15～19歳	412	501	366	341
20～24歳	2,343	2,718	1,852	1,466
25～29歳	1,221	1,811	2,307	1,963
30～34歳	957	1,062	1,625	2,142
35～39歳	1,563	1,182	1,449	1,926
40～44歳	2,640	1,704	1,426	1,747
45～49歳	2,379	2,702	1,797	1,542
50～54歳	1,781	2,189	2,550	1,781
55～59歳	1,065	1,563	1,906	2,282
60～64歳	556	736	1,096	1,407
65歳以上	570	730	906	1,233

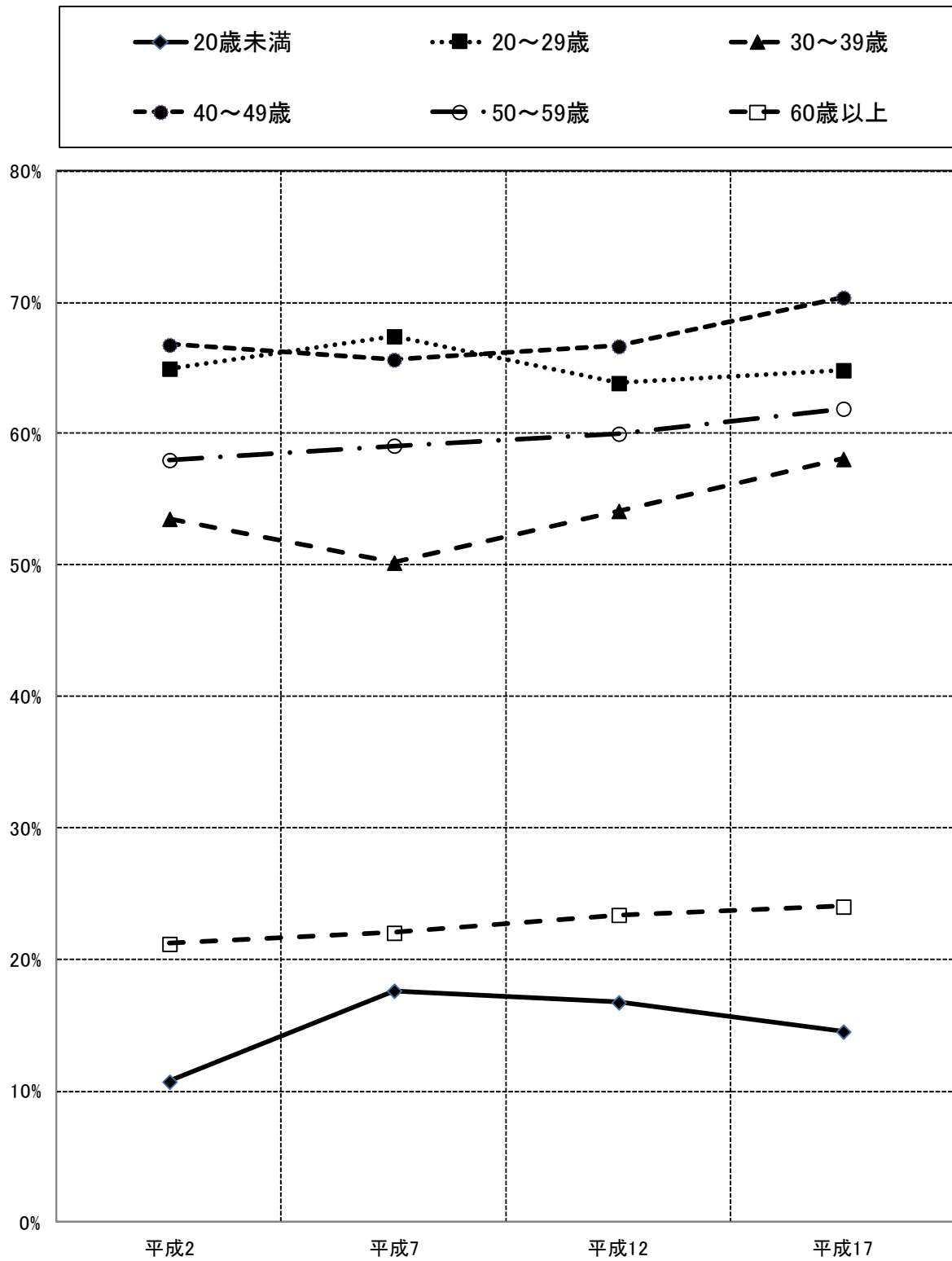
■女性年齢別就労者数 推移

資料：国勢調査



■女性年齢別就労率 推移

資料：国勢調査



第3章 計画の基本的な考え方

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日制定、最終改訂：平成22年12月10日）では、「第1条（目的）この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。」となっています。

また、「第3条（基本理念）次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」と基本理念が明記されています。

あま市では、平成22年11月に作成しました「まちづくりロードマップ」の子育て支援施策の充実では、下記の項目が掲げられました。

【保育所の受入体制の確保】

広域入所（他市町村の保育所へ入所できる制度）の実施、保育士の確保などの対策を講じ、待機児童を作らないように努めます。

【保育サービスの充実】

市内の保育園において、乳児保育（10か月から）を新たに実施し、保育サービスの充実を図っています。

また、次世代育成支援対策地域行動計画の策定を通じて、多様な保育サービスの充実方策を検討し、実施していきます。

【子育て支援の情報提供の充実及びネットワーク化の推進】

子育て親子の交流促進や相談など、地域の育児や子育てに関する情報提供をホームページを通じて分かり易く提供し、内容の充実を図っていきます。

また、子育てサークルやNPO、ボランティアなど子育て支援団体等と連携するため、地域における子育て支援のネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を行い、連携を図ります。

【児童クラブの充実】

指導員研修の充実や指導員間の連絡会議等を通じ情報の共有を推進し、指導員のスキルアップを図ります。利用時間については、児童クラブ利用者のニーズに対応し利用時間を順次拡大し、児童クラブの充実を図ります。

この子育て支援施策のロードマップをベースとして計画の基本的な考え方をまとめました。

1 基本理念

基本理念としては次の通りです。

- * 心も体も健康な保護者が安心感をもって子育てができる環境づくり
- * 子どもが健やかに元気に成長できるよう、新しい子育て支援社会を共に
- * 地域住民が健やかな子育て・子育ての大切さを理解

スローガン

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま

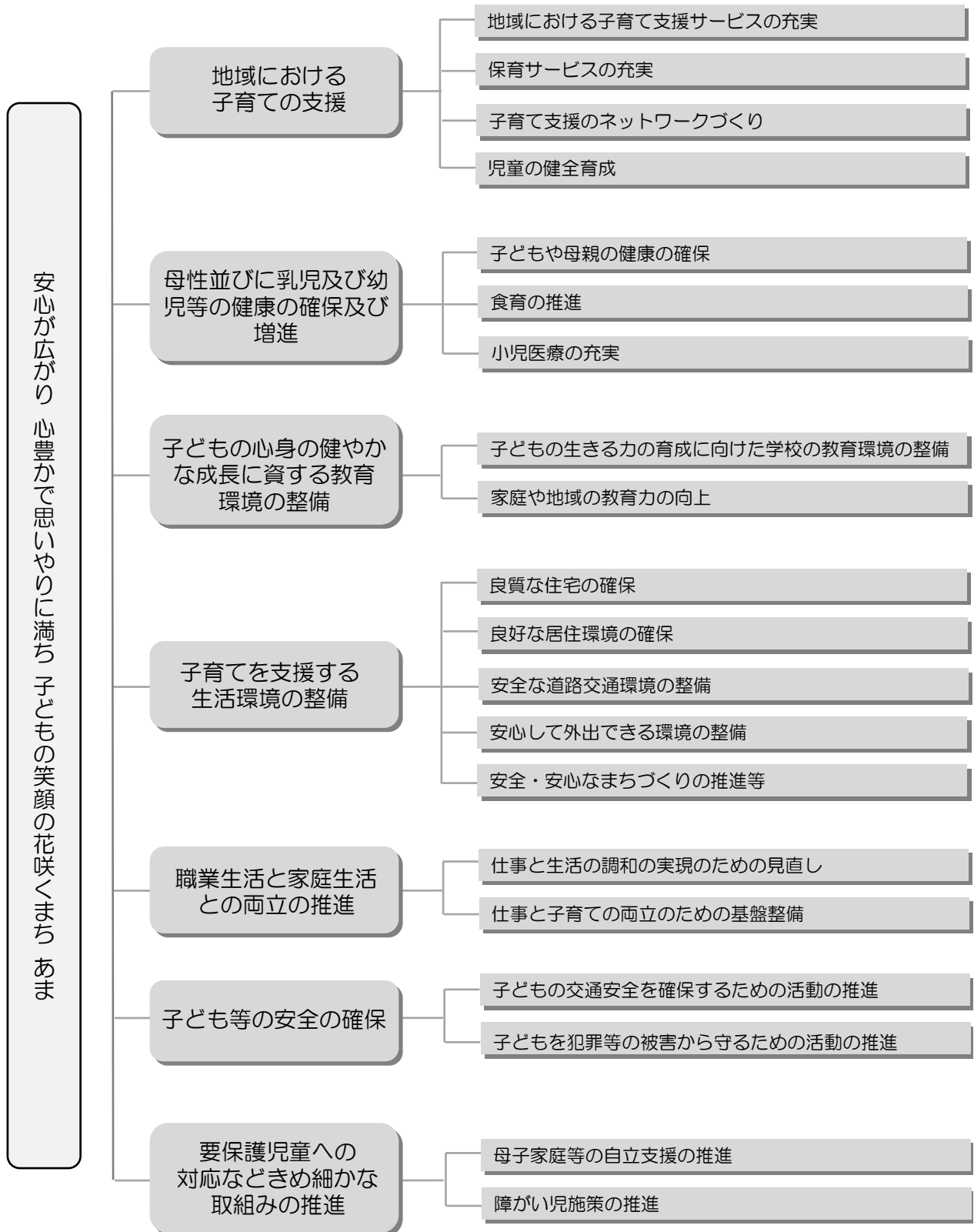


2 施策の体系

《基本理念》

《基本方針》

《具体的施策》



3 基本方針

本計画では、基本理念に基づき、7 項目の施策分類において、重要性の高い事業を重点的に展開することを目指します。

(1) 地域における子育ての支援（保育サービス分野）

夫婦共働きの増加や子育てに対する意識の変化など、家庭環境、住民意識の変化により保育サービスへのニーズが多様化しています。現行の保育サービスの見直しや充実を図り、多様化するニーズに柔軟に対応できる環境の整備を目指します。

また、核家族化や地域との関わりの希薄化が進んでいる中で、情報不足によって子育てについての相談先がわからない保護者の増加も懸念されます。子育てについて「何でも気軽に相談できる場」の確立を図るとともに、子育て支援サービスについての情報提供の充実を目指します。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健分野）

新たな生命の誕生や成長は、家族や社会にとって大きな喜びです。しかし、現在では地方の産科医不足や母親の育児の困難さによって、母子の安心と健康が守られない事態が危惧されています。この解消や安全で快適な出産、育児のために既存の健康診査や子育て相談を続行するために、きめ細やかな乳幼児医療体制の整備を図ります。

また、朝食欠食等の食習慣の乱れに見られるような心と身体の問題が、子ども達に生じていることも大きな懸念です。食育の浸透や母子それぞれへの情報提供の機会を多く設けます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（教育環境整備分野）

子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように、教育・広報・啓発活動を行い、次代の担い手である子どもの生きる力の伸張につなげます。

従来から実施している社会教育事業は継続し、ボランティアの育成と活用にも取り組みます。また、地域資源である公民館で開く講演会や子育てセミナーの内容充実に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備（生活基盤整備分野）

保護者が子ども連れで安心して外出できる道路や、のびのびと親子で身体を動かすことができる安全な公園が求められています。

歩道や公園の整備については、通学路や子どもの利用が多い道路を優先しています。整備、遊具の点検や保守には市民の力を借りて、地域全体で環境を守っていく取組みを進めたいと考えています。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進（男女共同参画分野）

保護者が、子育てと生活の安定とのどちらにも前向きに取り組めるように、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）を図れる社会環境を実現していく必要があります。地域の実情に応じて住民、企業、行政の三者が互いに積極的に働きかけ、社会全体の運動として広げていくことが重要です。

そのために、被雇用者と事業主、地域住民が互いに理解し合えるような運動や事業を促進し、仕事を持つ保護者の子育てを支援するような保育サービスの整備、情報提供を図ります。

(6) 子ども等の安全の確保（防犯・安全対策分野）

依然として、子どもが巻き込まれる事件や事故は後を絶ちません。防犯体制の整備や犯罪につながる情報提供は、子どもの安全と保護者の安心とを守るうえで不可欠なものです。子どもの人権を保護する観点からも、安全を確保する事業を推進します。

また、防犯・安全対策を図る中では、保護者や地域住民の意識を高める活動も重要です。安心して暮らせる町づくりに市、地域、親子が一体となって取り組む体制を図ります。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進（要保護児童分野）

児童虐待によって子どもが深刻な被害を受けたり、死亡事例に発展する等、子どもの健やかな成長を脅かす環境は本来あってはならないことです。その認識の下で、市は児童虐待防止に向けた取組みを推進します。保護者に防止のための理解や啓発を促すほか、子育てに不安を抱える保護者の相談援助体制を充実する必要があります。

また、母子・父子のひとり親家庭が本市でも増加していることを受けて、福祉と保育サービスとの両面から支援を進めていきます。保護者の自立・就業に主眼を置き、総合的な対策を適切に実施していきます。

発達障がいをはじめとした障がい児についての支援は保護者からの要望が強く、支援体制を充実する必要があります。障がい児保育の拡大や障がい児親子通園施設の内容の充実などを図り、障がい児の成長や子育ての支援を推進します。

第4章 保育等事業量の目標設定

目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日 厚生労働省策定）の目標年度である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。

その上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年までの期間をいう。）の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基準を踏まえて決めました。

下記に保育等事業の事業名と概要を示します。

■事業名と事業の概要

事業名	事業の概要
通常保育事業	就学前の児童のいる家庭で保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない場合、保育所において児童を保育し、家庭で保育できない保護者、また特に配慮が必要とされる児童等を支援する事業
特定保育事業	おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
延長保育事業	認可保育所では開所時間として11時間運営をしていますが、保育の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図るための事業
夜間保育事業	夜間に、保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者にかわって保育する事業
トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、児童養護施設などで生活指導、夕食の提供などの必要な保護を行う事業
休日保育事業	日曜・祝日に保護者が働いたり、家庭での育児が困難になったとき、保育ニーズへの対応を図るための事業
病児・病後児保育事業	疾病にかかっているおおむね10歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行ったり、保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業
放課後児童健全育成事業	小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等（児童館、学校の余裕教室など）の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
一時預かり事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
ショートステイ事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、児童養護施設などで一時的に養育する事業
地域子育て支援拠点事業	保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業
ファミリー・サポート・センター事業	保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

1 児童人口の推計

市の総人口は緩やかに増加し、平成29年には88,500人（平成21年度対比0.5%増）になると推計されます。「児童人口（0～17歳）」は平成23年度までは緩やかな増加ですが、平成24年度以降は減少傾向となり平成29年には14,460人（平成21年度対比9.0%減）になると推計されます。0から5歳児の人口も年齢に関係なく減少すると推計されます。

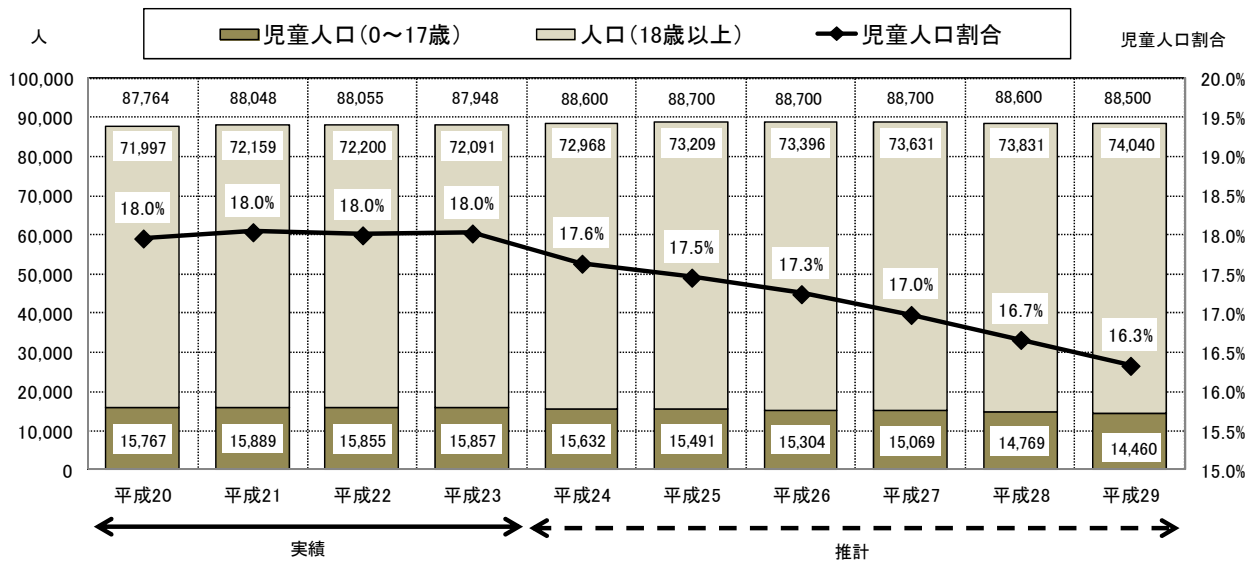
■人口（児童人口）推計表

資料：あま市資料

区分	実績				推計					
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
総人口	87,764	88,048	88,055	87,948	88,600	88,700	88,700	88,700	88,600	88,500
児童人口 (0～17歳)	15,767	15,889	15,855	15,857	15,632	15,491	15,304	15,069	14,769	14,460
人口 (18歳以上)	71,997	72,159	72,200	72,091	72,968	73,209	73,396	73,631	73,831	74,040
児童人口割合	18.0%	18.0%	18.0%	18.0%	17.6%	17.5%	17.3%	17.0%	16.7%	16.3%

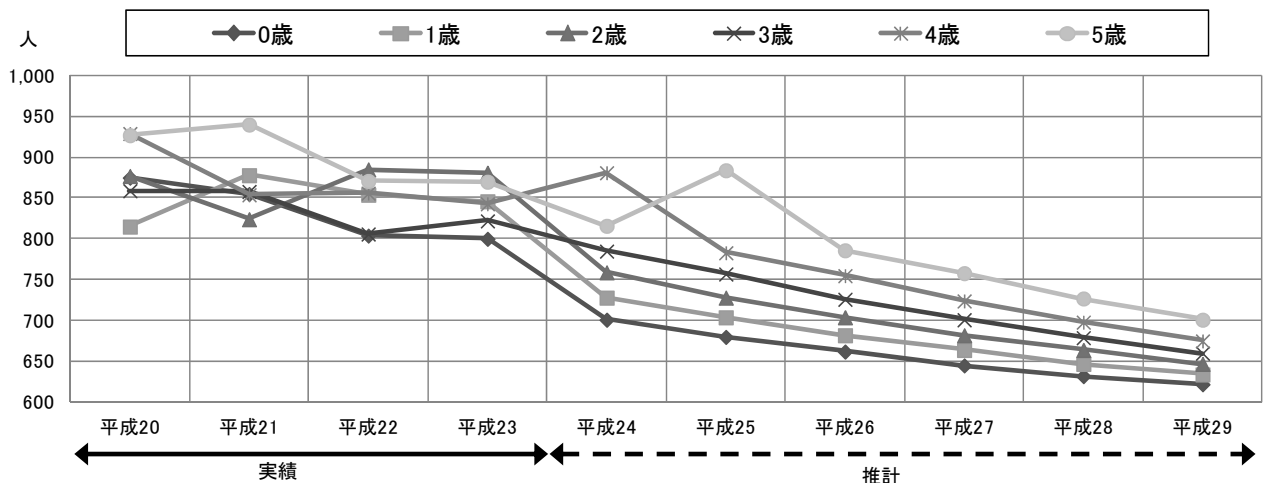
■人口（児童人口）推計

資料：あま市資料



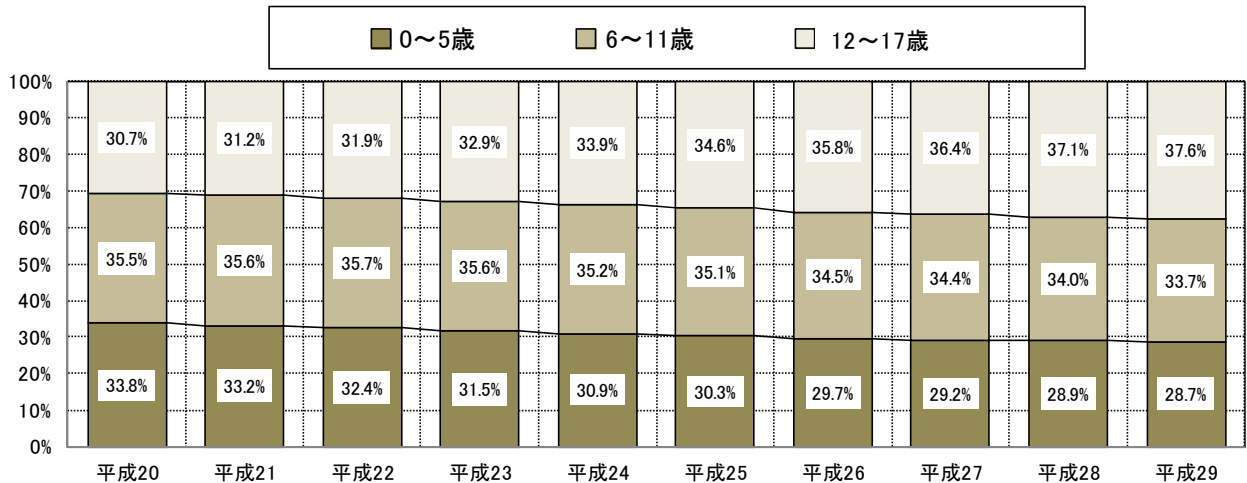
■0～5歳児の年齢別人口推計

資料：あま市資料



■0～17 歳児の年齢別人口推計構成割合

資料：あま市資料



2 現在家庭累計と潜在家庭累計

家庭のあり方が多様化している中、子育てに関するニーズは家庭における父親や母親の就労状況に応じて異なることから、目標事業量を設定するにはこれを考慮する必要があります。後期計画においては、家庭内の父親・母親の現在の就労状況に応じタイプAからタイプGまでの7種類の家庭類型に分け、さらには父親・母親の就労意欲を反映した潜在家庭類型ごとに保育ニーズ等を分析し、目標事業量の設定に反映していきます。

潜在家庭累計では、3歳未満児、3歳以上児、就学児（低学年）ともにタイプB（両親ともにフルタイム就労）が増加し、タイプD（専業主婦（夫））が減少する傾向を示しています。

■家庭累計のタイプ別属性、定義

タイプ別	属性	定義
タイプA	ひとり親家庭	母子家庭もしくは父子家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	母親、父親ともにフルタイムで就労をしている
タイプC	フルタイム×パートタイム	母親、父親のどちらかがフルタイムとパートタイムで就労している。
タイプD	専業主婦（夫）	母親、父親のどちらかが専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム	母親、父親ともにパートタイムで就労をしている
タイプF	無業×無業	母親、父親ともに就労していない
タイプG	その他	上記以外

(1) 3歳未満児（0～2歳児）

3歳未満児の現在家庭累計（平成21年度）と潜在家庭累計（平成29年度）の構成割合を比較すると、タイプA、Gは変化有りません。タイプBが9.4%、タイプCが0.4%増加しています。タイプDは9.5%、タイプE・Fは0.1%減少しています。専業主婦（夫）が減少し、両親ともにフルタイムの就労が増加します。子どもが成長した時は専業主婦（夫）から就労する傾向となっています。

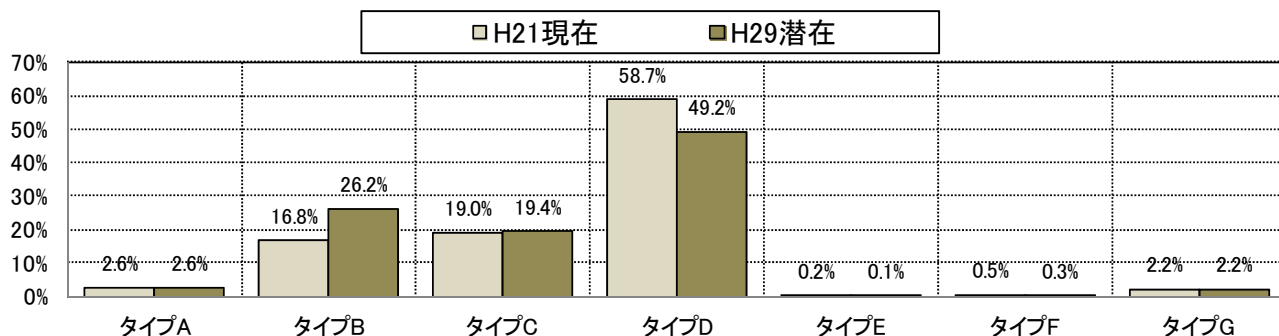
■3歳未満児（0～2歳児）の現在・潜在家庭累計

資料：旧3町資料の合算値

年度	区分	計	タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
H21 現在	人	2,559	67	430	486	1,502	5	13	56
	構成割合	100.0%	2.6%	16.8%	19.0%	58.7%	0.2%	0.5%	2.2%
H29 潜在	人	2,110	55	553	409	1,039	2	6	46
	構成割合	100.0%	2.6%	26.2%	19.4%	49.2%	0.1%	0.3%	2.2%
H29-H21 比率差		*	0.0%	9.4%	0.4%	-9.5%	-0.1%	-0.2%	0.0%

■3歳未満児（0～2歳児）の現在・潜在家庭累計比率比較

資料：旧3町資料の合算値



(2) 3歳以上児（3～5歳児）

3歳以上児の現在家庭累計（平成21年度）と潜在家庭累計（平成29年度）の構成割合を比較すると、3歳未満児と同様にタイプA、Gは変化ありません。タイプBが16.0%と大幅に増加しています。タイプDは9.4%、タイプCは6.5%、タイプEは0.1%減少しています。専業主婦（夫）、両親のどちらかがパートタイムが減少し、両親ともにフルタイムの就労が増加します。子どもが成長した時は専業主婦（夫）・パートタイムからフルタイム就労する傾向となっています。3歳未満児よりも更にフルタイム就労傾向が強まっています。

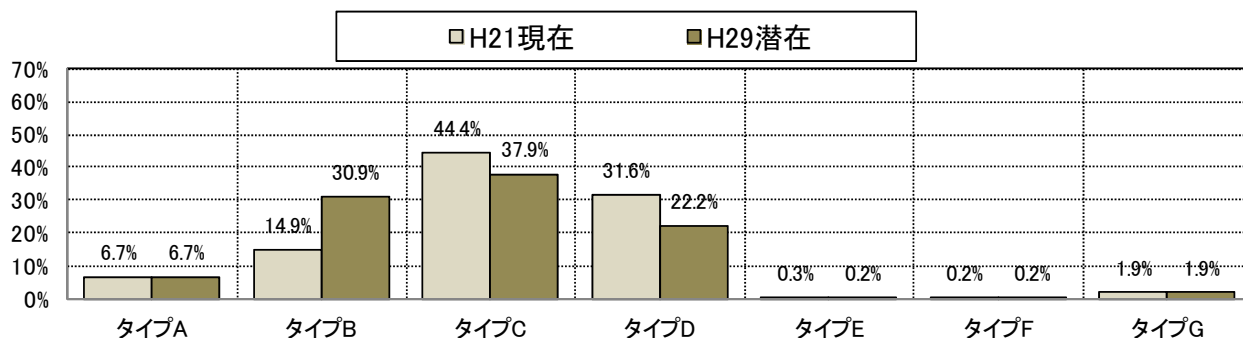
■3歳以上児（3～5歳児）の現在・潜在家庭累計

資料：旧3町資料の合算値

年度	区分	計	タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	タイプF	タイプG
H21 現在	人	2,717	182	405	1,206	859	8	5	52
	構成割合	100.0%	6.7%	14.9%	44.4%	31.6%	0.3%	0.2%	1.9%
H29 潜在	人	2,269	152	701	859	504	5	5	43
	構成割合	100.0%	6.7%	30.9%	37.9%	22.2%	0.2%	0.2%	1.9%
H29-H21 比率差		*	0.0%	16.0%	-6.5%	-9.4%	-0.1%	0.0%	0.0%

■3歳以上児（3～5歳児）の現在・潜在家庭累計比率比較

資料：旧3町資料の合算値



(3) 就学児（低学年）（6～8 歳児）

就学児（低学年）の現在家庭累計（平成 21 年度）と潜在家庭累計（平成 29 年度）の構成割合を比較すると、タイプ A、E、G は変化有りません。タイプ B が 15.2% と大幅に増加しています。タイプ D は 12.4%、タイプ C は 2.7%、タイプ F は 0.1% 減少しています。専業主婦（夫）、両親のどちらかがパートタイムが減少し、両親ともにフルタイムの就労が増加します。子どもが成長した時は専業主婦（夫）・パートタイムからフルタイム就労する傾向となっています。3 歳未満児よりも更にフルタイム就労傾向が強まっています。

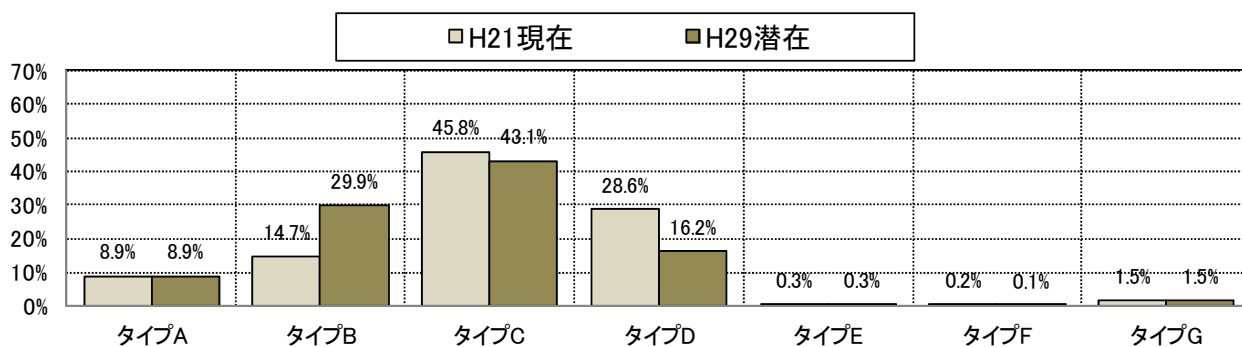
■就学児（低学年）（6～8 歳児）の現在・潜在家庭累計

資料：旧 3 町資料の合算値

年度	区分	計	タイプ A	タイプ B	タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
H21 現在	人	2,856	254	420	1,307	817	9	6	43
	構成割合	100.0%	8.9%	14.7%	45.8%	28.6%	0.3%	0.2%	1.5%
H29 潜在	人	2,473	220	739	1,067	401	7	2	37
	構成割合	100.0%	8.9%	29.9%	43.1%	16.2%	0.3%	0.1%	1.5%
H29-H21 比率差		*	0.0%	15.2%	-2.7%	-12.4%	0.0%	-0.1%	0.0%

■就学児（低学年）（6～8 歳児）の現在・潜在家庭累計比率比較

資料：旧 3 町資料の合算値



3 定期的な保育等に関する事業の目標設定

各サービスの目標事業量は、家庭類型別の児童推計数および調査結果から算出された利用率を参考値とし、これに利用実績などを加味し推計しました。数値は旧3町の合算値を参考に市としての考え方を加味しました。

(1) 通常保育事業（平日昼間の保育サービス）

平日昼間の保育サービスとは、平日の午前8時～午後4時の間、乳児や幼児を預かり保護者の代わりに保育を実施するサービスです。

■認可保育所の目標量

年度	3歳未満児	3歳以上児	0歳～5歳	か所
	人	人	合計（人）	
平成21年度実績	365	1,385	1,750	13
平成22年度実績	428	1,301	1,729	13
平成23年度実績（4月現在）	476	1,233	1,709	13
平成26年度目標量	466	1,394	1,860	13
平成29年度目標量	451	1,454	1,905	13

【現在の実施状況】

通常保育は、平成21年度において、13か所で1,750人が行われています。
平成22年度、平成23年度は、児童数は若干減少しましたが、13か所で行われています。

【目標量設定の考え方】

今後、乳幼児全体の人口は年度を経るごとに減少傾向にありますが、ニーズ調査の結果等から、保育サービスの需要が見込まれる、両親ともフルタイム等で就労している人の家族類型の児童数については総体的に増加傾向になっています。

これらを勘案して3歳未満児・3歳以上児の目標事業量を設定しました。特に、3歳以上児の増加を見込みましたが、現状の開設か所で対応可能と判断し、開設か所は現状を維持します。

(2) 特定保育事業

特定保育事業は、おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生じるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業です。

■ 特定保育事業の目標量

年度	か所
平成21年度実績	1
平成22年度実績	1
平成23年度見込み	1
平成26年度目標量	1
平成29年度目標量	1

【現在の実施状況】

特定保育事業は、平成23年度現在1か所で行われています。

【目標量設定の考え方】

特定保育事業は、今以上の利用が見込まれないため、現状を継続します。

(3) 延長保育事業・夜間保育事業・トワイライトステイ事業
(夜間帯等の保育サービス)

夜間帯の保育とは、平日の一般的な延長保育の時間帯（午後4時～午後7時）、夜間保育の時間帯（午後7時～午後10時）、深夜・早朝保育の時間帯（午後10時～午前5時）に保育を実施するサービスです。

■夜間帯の保育事業の目標量

年度	延長保育		夜間保育		深夜・早朝保育		トワイライトステイ	
	人/年	か所	人	か所	人	か所	人	か所
平成21年度実績	348	12	—	—	—	—	—	—
平成22年度実績	384	12	—	—	—	—	—	—
平成23年度見込み	204	12	—	—	—	—	—	—
平成26年度目標量	288	12	—	—	—	—	—	—
平成29年度目標量	288	12	—	—	—	—	—	—

【現在の実施状況】

夜間帯保育のうち延長保育は、平成23年度において、12か所で実施しており、保育時間は、午後6時30分～午後7時となっています。平成22年度は384人/年でしたが、平成23年度の見込みは204人/年と大幅に減少しています。
夜間保育、深夜・早朝保育、トワイライトステイは実施していません。

【目標量設定の考え方】

延長保育の利用者は、平成23年度見込みより増加しますが、平成22年度実績以下のため、開設か所は現状を継続します。
夜間保育、深夜・早朝保育、トワイライトステイについては、利用が見込まれないため実施計画はありません。

(4) 休日保育事業（休日の保育サービス）

休日の保育とは、日曜日、祝日などの休日に保育を実施するサービスです。

■休日保育事業の目標量

年度	か所
平成21年度実績	—
平成22年度実績	—
平成23年度見込み	—
平成26年度目標量	—
平成29年度目標量	—

【現在の実施状況】

休日保育は、平成23年度において実施していません。

【目標量設定の考え方】

休日保育事業は、利用が見込まれないため実施計画はありません。

(5) 病児・病後児保育事業（病児・病後児保育サービス）

病児・病後児保育とは、保護者の労働などの理由により病気の児童、または病気回復期にある児童の家庭保育に支障がある場合、通常の保育サービスは利用できないために実施される保育サービスです。

■病児対応型・病後児対応型事業の目標量

年度	病児対応型・病後児対応型		
	日数	か所	うち病後児対応か所
平成21年度実績	—	—	—
平成22年度実績	—	—	—
平成23年度見込み	—	—	—
平成26年度目標量	—	—	—
平成29年度目標量	—	—	—

【現在の実施状況】

病児・病後児保育は、平成23年度において実施していません。

【目標量設定の考え方】

病児・病後児保育は、今後の利用が見込まれないため実施計画はありません。

(6) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後児童健全育成事業とは、放課後の時間帯の家庭が保護者の就労等のため常時留守になっている児童を保育するサービスです。

市では、放課後児童健全育成事業として児童クラブを実施しています。児童クラブとは、保護者が就労等のために昼間留守になる家庭の小学校低学年児童に遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とした保育サービスです。

■放課後児童健全育成事業の目標量

年度	人	うち1～3年	か所
		平成21年度実績	
平成22年度実績	524	511	14
平成23年度見込み	510	495	14
平成26年度目標量	510	-	14
平成29年度目標量	510	-	14

【現在の実施状況】

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、平成23年度において14か所で実施しています。

【目標量設定の考え方】

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、過去の利用実績では夏期休暇等の長期休暇中の短期間の利用希望者も多いことが予想されますが、現状の開設か所で対応可能と判断しました。従って、開設か所は現状を維持します。

(7) 一時預かり事業

一時預かり事業とは、保護者のリフレッシュ目的、冠婚葬祭等、就労の理由で一時的に児童を預かるサービスです。

■一時預かり事業の目標量

年度	延べ利用日数	か所	うち	
			保育所型・地域密着型	地域密着Ⅱ型
平成21年度実績	2,184	3	3	—
平成22年度実績	2,249	4	4	—
平成23年度見込み	2,100	4	4	—
平成26年度目標量	2,600	4	4	—
平成29年度目標量	2,600	4	4	—

【現在の実施状況】

一時預かり事業は、平成23年度において4か所で実施しています。

【目標量設定の考え方】

今後も保護者の生活形態が多様化することが考えられることから、一時預かりへのニーズは増加することが予想されますが、現状の開設か所で対応可能と判断しました。従って、開設か所は現状を維持します。

(8) ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、児童養護施設などで一時的に養育する事業です。

■ ショートステイ事業の目標量

年度	か所
平成21年度実績	—
平成22年度実績	—
平成23年度実績	—
平成26年度目標量	—
平成29年度目標量	—

【現在の実施状況】

ショートステイ事業は現在実施していません。

【目標量設定の考え方】

ショートステイ事業は、今後の利用が見込まれないため、実施計画はありません。

4 地域における子育て支援事業の目標設定

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、地域の子育て家庭を対象に子育て不安に対する相談・指導を行う事業です。「ひろば型」「センター型」「児童館型」があります。

「ひろば型」：常設のつどいの広場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

「センター型」：地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施

「児童館型」：民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施

■地域子育て支援拠点事業の目標量

年度	か所	うち		
		ひろば型	センター型	児童館型
平成21年度実績	4	2	2	—
平成22年度実績	4	2	2	—
平成23年度実績	4	2	2	—
平成26年度目標量	4	2	2	—
平成29年度目標量	4	2	2	—

【現在の実施状況】

地域子育て支援拠点事業は、平成23年度において「ひろば型2か所・センター型2か所」で実施しています。

【目標量設定の考え方】

地域子育て支援拠点事業は、現状の開設か所に対応可能と判断しました。従って、開設か所は現状を維持します。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の目標量

年度	か所
平成21年度実績	—
平成22年度実績	—
平成23年度実績	—
平成26年度目標量	1
平成29年度目標量	1

【現在の実施状況】

ファミリー・サポート・センター事業は、平成23年度において実施していません。

【目標量設定の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業は、子育て家庭からのニーズも多く、労働者の仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、平成26年度までに1か所開設を計画しました。

5 目標事業量一覽

事業名	対象	単位	平成 22 年度 実績	平成 26 年度 目標	平成 29 年度 目標
平日昼間の保育サービス	3歳未満児	人	428	466	451
	3歳以上児	人	1,301	1,394	1,454
	合計	人	1,729	1,860	1,905
	認可保育所数	か所	13	13	13
特定保育事業	開設か所数	か所	1	1	1
延長保育事業	延人員	人/年	384	288	288
	開設か所数	か所	12	12	12
夜間保育事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
深夜・早朝 保育事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
トワイライト ステイ事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
休日保育事業	開設か所数	か所	—	—	—
病児・病後児 対応型事業	人員	人	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
放課後児童健全育成事業	人員	人	524	510	510
	(内) 1～3年生	人	511	—	—
	開設か所数	か所	14	14	14
一時預かり事業	延利用日数	日	2,249	2,600	2,600
	開設か所数	か所	4	4	4
ショートステイ事業	開設か所数	か所	—	—	—
地域子育て支援拠点事業	開設か所数	か所	4	4	4
	(内) ひろば型	か所	2	2	2
	(内) センター型	か所	2	2	2
	(内) 児童館型	か所	—	—	—
ファミリー・サポート・センター事業	開設か所数	か所	—	1	1

第5章 行動計画

1 地域における子育ての支援

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体する中で、育児の負担が母親にのしかかり、母子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

家族類型からみた状況では、特に就学前児童のいる家庭ではパートや専業主婦からフルタイムパートや正職への「共働き」への潜在希望が多くなっていますが、出産前後に離職した人のうち約半数が、就労を継続できる環境があった場合、就労を継続していたことから、就労を希望する母親がスムーズに就労・復職できるような体制の整備や、企業側の理解等が必要です。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向性】

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。

■保育所以外の施設において支援する事業

事業・施策	事業内容	区分	担当課
放課後児童クラブ事業	下校後等、家庭で適当な養育環境が得られない児童に対し保護と指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内13か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	充実	子育て支援課

■地域の児童の養育に関する情報の提供および助言を行う事業

事業・施策	事業内容	区分	担当課
ふれ愛エンゼルシッター事業	児童が最善の子育てを受ける環境を整備し、次代の担い手である児童一人ひとりが、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長できるよう社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に職員や専門員を派遣するなどの活動を展開しています。	継続	社会福祉協議会
つどいの広場事業	主に乳幼児を持ち子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所（美和児童館及び七宝高齢者生きがい活動センター）を提供しています。	継続	子育て支援課
子育て支援センター事業	主に子育て中の親子を対象に、昭和保育園及び美和保健センターを開放しています。また、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育て相談、子育て情報の提供や育児講演会、育児講座の開催、T O 3（と・と・と）クラブ、親子教室等の実施、園庭開放、子育てサークルの支援等を行っています。	継続	子育て支援課
子育てサロン事業	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワーカーや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行います。	継続	生涯学習課
子育て研究会	甚目寺公民館での毎月1回の活動日に、子育ての悩みなどについて、担当者の方針で活動しています。年間の活動内容をまとめた文集作りもしています。	継続	生涯学習課（施設利用団体主催）

(2) 保育サービスの充実

【施策の方向性】

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備を行います。
- 延長保育、一時保育、障がい児保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
通常保育事業	保護者等の労働等により、保育に欠ける乳幼児の保育を行うことで、保護者等の仕事と子育ての両立支援を行います。また、保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言を行っています。	継続	子育て支援課
延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長し延長保育を実施しています。	継続	子育て支援課
一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病など、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり（非定型的保育、緊急保育、私的保育）を実施しています。	継続	子育て支援課
特定保育事業	おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所において、適当な設備を備える等により、保育を行っています。	継続	子育て支援課
低年齢児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育を実施しています。	継続	子育て支援課
障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施しています。	継続	子育て支援課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向性】

- 子育て家庭に対して関係機関との連携を図り、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
子育てサロン事業（再掲）	身近な地域における親子のつどいの場として、甚目寺公民館・七宝公民館を利用して、月に数回、「子育て支援情報コーナー」「遊びスペース」「飲食スペース」を設置し、子育てサロンを開催しています。育児への不安や悩みを持つ親や閉じこもりがちな親に、子育てネットワーカーや支援ボランティアが交流しながら相談や助言を行っています。	継続	生涯学習課

(4) 児童の健全育成

【施策の方向性】

- 家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給します。
- 保育所の園庭を開放したり、子育て相談を推進します。
- 児童の健全育成の拠点施設である児童館は、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、受け入れと活動の展開を図ります。
- 児童の健全育成や地域における子どもと子育て家庭への支援のため、必要に応じて主任児童委員または民生委員の活用に努めます。
- 引きこもりや不登校への対応においては、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
子ども手当(児童手当)支給事業	中学校卒業までの児童を養育している者に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
保育所の園庭開放の推進	保育所の園庭を開放し、未就園児に遊びの場を提供しています。	継続	子育て支援課
児童館事業	市内6か所の児童館において、幼児及び児童を対象に、健全な遊びを通じて、健康の増進、心を豊かにする場を提供しています。 専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談することができます。	継続	子育て支援課
人権ふれあいセンター事業	次代を担う子どもたちが健康な身体と精神を持ち、個性豊かに成長するために、下校後等、図書室と遊戯室を開放しています。また、年2回ミニシアターを開催して、児童の健全育成を図っております。	継続	人権推進課
民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって生活に困っている人、児童生徒、心身障がい者(児)、老人、母子世帯等、援護を必要とする方々の相談指導に当たる地域の奉仕者です。 本市では、主任児童委員6名、民生委員・児童委員95名が携わっています。	継続	社会福祉課
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発物の配布を実施しています。	継続	生涯学習課
放課後子ども教室事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域との交流等を通して健全な育成を図っています。市内6ヶ所の小学校を利用して実施しています。	継続	子育て支援課

(5) その他

【施策の方向性】

○心配ごとの相談、行政への相談、女性相談等の実施に努めます。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
心配ごと相談事業	生活上のいろいろな心配や悩み等について、民生委員・児童委員等による相談、弁護士による法律相談を実施しています。	継続	社会福祉協議会
行政相談事業	国等の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。	継続	総務課
女性相談事業	家庭を取り巻く様々な悩みごとなどに対して豊かな知識や経験を持つ女性相談員が問題解決に努めています。	継続	子育て支援課
男女共同参画事業	男女共同参画に関する認識を深めるために、各種講演会等に参加するなどあらゆる場において意識の啓発に努めます。職場・家庭・地域などにおける各種の活動に男女の協力関係によって、参加できるような環境の整備に努めています。	継続	人権推進課

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児および幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策を充実していく必要があります。

健康診査や予防接種事業は、すべての母子を対象に行っており、子どもの健やかな成長と母親が安心して育児を行えるよう支援します。また、母子保健サービスを利用しない親へのアプローチに重点を置き、孤立している母親、困っている母親の把握をめざし、早期に対応を図っていきます。

家庭の状況を把握できる家庭訪問を重視し、母親との信頼関係を築き、相談・助言へ結びつけ、家族への支援をめざします。

(1) 子どもや母親の健康の確保

【施策の方向性】

- 妊娠を前向きに受けとめられることがよい子育てにつながることから、妊婦が健康な状態を維持し、妊娠初期から医学的な管理と保健指導を行い、また、妊娠による不安を解消し、妊娠を前向きに受けとめられるよう知識の啓発、仲間づくりに努めます。
- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦、乳児健診の充実を図ります。
- 自信をもって育児ができるよう、家庭訪問、出産・育児についての各種教室、相談・保健指導を充実し、妊娠期から継続した支援を行います。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診やその他の場を活用し、仲間をつくる事業等を実施するとともに、個別に育児相談、家庭訪問を実施します。それらの事業を実施する中で児童虐待の発生予防・早期発見に努め、必要に応じて虐待ネットワークにつなげます。
- 乳幼児健診や各種教室・相談から必要に応じて、関係機関と連携を図ります。
- 誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の状況を把握し、乳幼児健診等の場を通じて、事故予防のための啓発等の取り組みを進めます。

■安全な妊娠・出産の確保

事業・施策	事業内容	区分	担当課
母子健康手帳の交付と妊婦指導の実施	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付および保健サービスの情報提供と妊婦指導・相談を実施しています。	継続	健康推進課
妊婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
マタニティ教室の実施	妊娠、出産、育児についての知識普及と交流会を実施しています。	継続	健康推進課

■自信をもって育児ができる

事業・施策	事業内容	区分	担当課
新生児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	新生児（乳児）とその親を対象とした訪問指導を実施しています。	継続	健康推進課
訪問指導事業	育児や保健指導が必要と思われる妊婦や乳幼児とその親を対象に家庭訪問による子育てについて相談・助言指導を実施しています。	継続	健康推進課
乳児健康診査（委託）事業	1歳未満児を対象とした医療機関における健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
乳幼児健康診査事業	3か月以上5か月未満の乳児、1歳6か月以上2歳未満の幼児及び3歳以上4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。	継続	健康推進課
健診事後指導事業	乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査において要観察とされた子とその親に対する指導・相談を実施しています。	継続	健康推進課
子育て相談事業	乳幼児とその親を対象とした子育て相談、栄養相談及び歯科相談を実施しています。	継続	健康推進課

■育児仲間をつくることできる

事業・施策	事業内容	区分	担当課
すこやかキッズ、のびのび教室、すくすく広場事業	おおむね1歳8か月から2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施しています。	継続	健康推進課 子育て支援課
もぐもぐ歯っぴい教室事業	生後8か月から9か月児を対象とした栄養指導と歯磨き教室を実施しています。	継続	健康推進課
コアラ教室事業	2歳児を対象とした親子遊びと交流会を実施しています。	継続	子育て支援課
おはなし会事業	子育て中の親および子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を実施しています。	継続	生涯学習課
子育てネットワークによる子育て講座事業	地域において子育て支援を行っている子育てネットワークによる子育て講座を行っています。	継続	生涯学習課
地域子育て支援センター事業（再掲）	主に子育て中の親子を対象に、昭和保育園及び美和保健センターを開放しています。また、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育て相談、子育て情報の提供や育児講演会、育児講座の開催、T03（と・と・と）クラブ、親子教室等の実施、園庭開放、子育てサークルの支援等を行っています。	継続	子育て支援課
つどいの広場事業（再掲）	主に乳幼児を持ち子育て中の親子が気軽に集い、語り合えるように相互交流を図る場所（美和児童館及び七宝高齢者生きがい活動センター）を提供しています。	継続	子育て支援課

■ 疾病や事故を未然に防ぐことができる

事業・施策	事業内容	区分	担当課
予防接種事業	「予防接種法」に基づく予防接種を実施しています。	継続	健康推進課
	小・中学校予防接種等打ち合わせ会を行っています。	継続	健康推進課
歯科保健事業	妊婦および幼児とその親を対象とした歯科健診・歯科指導・2歳児にフッ素塗布を行っています。	継続	健康推進課
よい子の歯みがき運動事業(保育園等の歯科保健指導)	むし歯予防等の講義と歯科保健指導を行っています。	継続	健康推進課
6歳臼歯保護育成事業(シーラント処置)	6歳臼歯の大切さについて親子が理解し、歯科保健指導とシーラント処置を実施しています。	継続	健康推進課

(2) 食育の推進

【施策の方向性】

- 乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、幼児期に食生活についての集団指導を行います。
- 乳幼児期から小中学校までのそれぞれの世代に対応した食育の考え方や取り組みについての現状を把握し、食に対する意識の向上の重要性に鑑み、健全な食生活を送るための計画を策定します。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
離乳食教室事業	乳児をもつ親に対する離乳食の進め方の指導を行っています。	継続	健康推進課
食育事業の推進	食育に関しての関係機関の連携による現状を把握し、検討会を実施しています。	継続	健康推進課

(3) 小児医療の充実

【施策の方向性】

- 子ども医療費の助成により、乳幼児の健康の確保および増進を図ります。
- 小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療体制の充実に努めます。
- かかりつけ医・歯科医をもつことの推進に努めます。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
子ども医療費助成事業	小学校終了までの入通院医療費及び中学校終了までの入院医療費の自己負担分を助成しています。	継続	保険医療課
小児救急医療体制の推進	あま市民病院の小児科外来の推進に努めています。	継続	健康推進課
かかりつけ医の推進	個別予防接種の接種率向上の推進を行っています。	継続	健康推進課
かかりつけ歯科医の推進	定期歯科健診の推進を図るため、もぐもぐ歯っぴい教室にてかかりつけ歯科医をもつよう啓発を行っています。	継続	健康推進課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、そのニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

この理由として、0歳児をはじめ乳幼児という人生の初期段階においては、人間に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期です。3歳以降においては、社会性やコミュニケーション能力の向上等に対する配慮が必要となります。小学校就学後においては、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる良好で安全な環境の確保が必要となります。思春期以降においては、教育施策と連携を図りつつ、食育、中高生と乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが、次世代の親づくりの視点からも必要となります。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

【施策の方向性】

○子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども、学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部等人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

■信頼される学校づくり

事業・施策	事業内容	区分	担当課
スクールカウンセラー配置事業	中学校において生徒の問題行動（いじめ、不登校、その他）を解決するため臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーにより生徒へのカウンセリング並びにカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行っています。	充実	学校教育課
小・中学校開放の推進	各小学校において運動場及び体育館、各中学校において運動場、体育館、柔・剣道場及び卓球場の学校体育施設を開放することで、スポーツの健全な普及発展を図るとともに、市民の健康保持と体力の増進並びに親睦を深め市民生活を楽しく豊かにするため、学校教育に支障のない範囲で開放しています。	継続	学校教育課 生涯学習課

■幼児教育の充実

事業・施策	事業内容	区分	担当課
保育所、幼稚園と小学校の連携	保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携の強化を図っています。	継続	学校教育課 子育て支援課
私立幼稚園就園奨励費事業	私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する幼児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、市が一定要件のもとに当該幼稚園の設置者に減免費用を補助しています。	継続	学校教育課
私立幼稚園運営費補助事業	市内の私立幼稚園の設置者に、幼稚園運営費として補助しています。	継続	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

○子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。そのために、地域住民や関係機関等の協力のもと、豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

■地域の教育力の充実

事業・施策	事業内容	区分	担当課
生活安全相談員配置事業	生活安全に関する相談及び市民の安全活動に対する専門的な指導又は助言を実施し、市民生活の安定及び向上を目的として実施しています。	継続	安全安心課
三世代交流(コミュニティ)事業	コミュニティ推進協議会が主体となり、各種行事を通して地域住民の世代を超えた交流を行っています。	継続	企画政策課
まつり事業補助金事業	商工会が主体となり、まつりを通して地域住民の世代を超えた交流事業に補助金を交付しています。	継続	企画政策課
読み聞かせ・紙芝居事業	子育て中の親及び子どもに対する読書を通じた親子のふれあいの支援を行っています。	継続	生涯学習課
	甚目寺公民館で、毎週土曜日午後ボランティアによる絵本の読み聞かせと紙芝居の上演を実施しています。	継続	生涯学習課
青少年健全育成推進事業(推進連絡協議会)	「青少年健全育成推進連絡協議会」を開催し、街頭啓発活動を実施し、市民意識の高揚及び環境の浄化に努めています。	継続	生涯学習課
講座・教室の開催	親子の絆を深めるため各種の親子対象事業を実施しています。	継続	生涯学習課
ふれ愛エンゼルシッター事業	児童が最善の子育てを受ける環境を整備し、次代の担い手である児童一人ひとりが、個性豊かでたくましく思いやりのある人間として成長できるよう社会全体で子育ての支援をすることを目的に、各種事業に職員や専門員を派遣するなどの活動を展開しています。	継続	社会福協議会
ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会にボランティアセンターが組織され、センターが中心となり活動の意識啓発、人材の育成、受け入れ体制の整備・組織化など幅広い支援活動をしています。	継続	社会福協議会
多彩な体験活動の機会の推進	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進を行っています。「エコきっず調査隊」	継続	生涯学習課

4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、1人でも多くの子どもを育てることのできる環境が求められています。同時に、子どもがシックハウス症候群にならないような建築素材や室内換気に配慮した健康的な住環境を整備する必要があります。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

(1) 良質な住宅の確保

【施策の方向性】

○住民に身近な地方公共団体として、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を行います。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行っています。	継続	都市計画課

(2) 良好な居住環境の確保

【施策の方向性】

○居住環境に配慮した公園および緑地の整備を検討します。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
都市公園等の整備促進	居住環境に配慮した公園および緑地の整備促進を行っています。	継続	都市計画課 子育て支援課

(3) 安全な道路交通環境の整備

【施策の方向性】

○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。

○子どもや保護者が安心して通園・通学できるように、通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

■幅の広い歩道の確保

事業・施策	事業内容	区分	担当課
地域の道路整備の推進	道路、歩道の整備推進を行っています。	継続	土木課

■交通安全施設の整備

事業・施策	事業内容	区分	担当課
交通安全施設整備の推進	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵及び道路反射鏡の整備を行っています。	継続	土木課
交通安全教室の実施	通学路等の交通安全施設の点検・整備を行っています。市内の幼稚園・保育所における親子交通安全教室を開催しています。各小・中学校の児童・生徒を対象とした自転車教室を開催し、通学路における交通安全街頭指導を行い、チャイルドシート装着の啓発・指導も実施しています。	継続	学校教育課

(4) 安心して外出できる環境の整備

【施策の方向性】

- 妊産婦、乳幼児連れの方等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。
- 公園において、すべての人が安心して利用できる遊具等の整備・維持管理を推進します。

■公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

事業・施策	事業内容	区分	担当課
建築物のバリアフリー化の推進	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備を推進しています。	継続	都市計画課

■子どもが安心して遊べる施設の安全確保

事業・施策	事業内容	区分	担当課
公園施設整備事業	都市公園、児童遊園及びちびっ子広場の整備を実施しています。	継続	都市計画課 子育て支援課
公園施設維持管理事業	公園遊具等の定期的な点検・修理を実施しています。	継続	都市計画課 子育て支援課

(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

【施策の方向性】

- 通学路や公園等における防犯灯の整備を推進します。

■防犯灯の整備

事業・施策	事業内容	区分	担当課
防犯灯整備事業	犯罪の抑制効果として、防犯灯は有効であり、地区で設置される防犯灯に対する補助を行っています。	継続	安全安心課

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立は、主な保育者が働く子育ての家庭にとって重要条件であり、その条件が満たされることにより、若い世代が社会参加と育児の喜びを実感できる社会が実現できるといえます。

しかし現実には、多くの非正規雇用者として働く女性の労働条件は悪く、男性は依然として仕事本位、企業本位の閉塞感の中で活力を失っている状況があります。このような状況が結果として少子化をもたらしているともいえ、社会は総力をあげて子育て家庭を支援し、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識が急速にひろがってきました。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための見直し

【施策の方向性】

○職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の整備に努めます。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
男女共同参画事業（再掲）	男女共同参画に関する認識を深めるために、各種講演会等に参加するなどあらゆる場において意識の啓発に努めます。職場・家庭・地域などにおける各種の活動に男女の協力関係によって、参加できるよう環境の整備に努めます。	継続	人権推進課

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【施策の方向性】

- 保育サービスおよび放課後児童健全育成事業の充実や一時保育、延長保育を推進します。
- 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
延長保育事業 (再掲)	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開園時間を延長し延長保育を実施しています。	継続	子育て支援課
一時預かり事業 (再掲)	児童の保護者の就労、疾病など、緊急に保育が必要なときに利用できるよう、満1歳以上の就学前児童を対象に、一時預かり(非定型的保育、緊急保育、私的保育)を実施しています。	継続	子育て支援課
特定保育事業 (再掲)	おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行っています。	継続	子育て支援課
低年齢児保育事業 (再掲)	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、低年齢児の保育を実施しています。	継続	子育て支援課
障がい児保育事業 (再掲)	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施しています。	継続	子育て支援課
放課後児童クラブ事業 (再掲)	下校後等、家庭で適当な養育環境が得られない児童に対し保護と指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として放課後児童クラブを行っています。市内13か所の小学校・児童館等を利用して、実施しています。	継続	子育て支援課

6 子ども等の安全の確保

小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任をもって子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要です。これは、就学前児童についても同様で、子どもの安全を守るのは“大人の責任”ということです。

子どもを狙った犯罪が増加している中で、子どもの安全を守るためには、地域ぐるみの防犯や見守りの体制づくりが必要です。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【施策の方向性】

○子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
安全安心大会の実施	交通安全、防犯、防災、消防の地域活動組織が連携を図り、地域住民への理解、周知を促します。また、小中学生に安全安心なまちづくりについて考える機会を持ってもらうために、「安全安心なまちづくり」をテーマにした作文発表等を行っています。	継続	安全安心課
交通安全施設整備の推進（再掲）	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置、防護柵及び道路反射鏡の整備を行っています。	継続	土木課
交通安全教室の実施（再掲）	通学路等の交通安全施設の点検・整備を行っています。市内の幼稚園・保育所における親子交通安全教室を開催しています。各小・中学校の児童・生徒を対象とした自転車教室を開催し、通学路における交通安全街頭指導を行い、チャイルドシート装着の啓発・指導も実施しています。	継続	学校教育課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【施策の方向性】

- 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 子どもが犯罪等に遭ったとき、緊急避難場所となる「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援するとともに、危険を知らせるブザーを子どもに配布します。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
防犯資機材の支給	スクールガード等の自主防災団体へ必要な防犯資機材を支給し、防犯活動の支援も行っています。	継続	安全安心課
民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって生活に困っている人、児童生徒、心身障がい者（児）、老人、母子世帯等、援護を必要とする方々の相談指導に当たる地域の奉仕者です。本市では、主任児童委員6名、民生委員・児童委員95名が携わっています。	継続	社会福祉課
「通学路こども110番の家」の設置	子どもを犯罪から守るために、「通学路こども110番の家」を地域の方に委嘱し、玄関先などには、津島警察署より受領した看板を掲げて、子どもが危険を感じたら、看板を目印に逃げ込むよう、児童・生徒並びに保護者に指導を促しています。	継続	学校教育課
生活安全相談員の配置（再掲）	生活安全に関する相談及び市民の安全活動に対する専門的な指導又は助言を実施し、市民の安全の安定及び向上を目的として実施しています。	継続	安全安心課
ワイヤーロック配布事業	市内の自転車盗難関連犯罪の発生を抑制するために、新中学1年生に自転車用ワイヤーロックを配布し、ツーロックを奨励しています。	継続	安全安心課
安全安心メール事業	あま市安全安心メールに登録された保護者に各小中学校、保育所が緊急連絡等をメールで一斉配信しています。また、防災に関する情報や近隣で発生した不審者情報も登録者へメール配信しています。	継続	安全安心課 学校教育課 子育て支援課

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止は社会全体で取り組むべき課題です。取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止までの支援の手を親子に対して用意することが求められています。

また、近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。女性の就職率は高くなっていますが、母子家庭を支える母親にとっては、収入や雇用条件の面で不利な点も多く、さらに、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースもあり、経済面・環境面など総合的な支援対策が求められています。同様に、障がい児のいる家庭においても総合的な支援策が求められています。

(1) 母子家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

○離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子および寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定に基づいた福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

○母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
児童扶養手当支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護している母又は、養育している方に対して、母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
遺児手当（県・市）支給事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を監護・養育している方に対して、母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給しています。	継続	子育て支援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助事業	母子家庭等で経済的に苦慮する家庭に対して、小学校・中学校に通う子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	継続	学校教育課
母子家庭就業相談事業	母子家庭の就業に関する相談などに応じています。	継続	子育て支援課
母子家庭等医療費助成事業	一定の要件にあてはまる18歳以下の児童を扶養している母子等に対して、入・通院医療費自己負担額の助成をしています。	継続	保険医療課

(2) 障がい児施策の推進

【施策の方向性】

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 就学支援を含めた教育支援体制の整備に努めます。
- 保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業・施策	事業内容	区分	担当課
特別児童扶養手当支給事業	身体、知的発達又は精神に中度・重度の障がい（又は病状）を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に対して、身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給しています。	継続	社会福祉課
親子通園療育事業	市内3か所の親子通園療育施設にて、心身の発達の遅れ又はそのおそれのある幼児及びその保護者を対象に、社会生活への適応能力の向上及び基本的な生活習慣の確立を図るために必要な集団療育及び療育方法の指導を実施しています。	継続	子育て支援課
障がい児地域療育等支援事業	障がい児に対して、愛知県青い鳥医療福祉センターを始め療育関連担当者が連携し、保護者・児童などへの支援及び相談事業をしています。	継続	子育て支援課
障がい児保育事業（再掲）	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児の保育を実施しています。	継続	子育て支援課
特別支援教育就学奨励費補助事業	小学校・中学校に通う特別支援学級の子どもを対象に給食費・学用品・修学旅行費等の一部を補助しています。	継続	学校教育課
就学指導委員会	医師、学校長などで組織し、心身に障がいをもつ児童・生徒に対し、適切な就学指導を図っています。	継続	学校教育課
身体障害者医療費助成事業	身体障害者手帳及び療育手帳保持者等で一定の条件に該当する方の、入・通院医療費自己負担額を助成しています。	継続	保険医療課

(3) その他

事業・施策	事業内容	区分	担当課
民生委員・児童委員、主任児童委員（再掲）	民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって生活に困っている人、児童生徒、心身障がい者（児）、老人、母子世帯等、援護を必要とする方々の相談指導に当たる地域の奉仕者です。本市では、主任児童委員6名、民生委員・児童委員95名が携わっています。	継続	社会福祉課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	中学校において生徒の問題行動（いじめ、不登校、その他）を解決するため臨床心理に関して専門的知識、経験を有するカウンセラーにより生徒へのカウンセリング並びにカウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助等を行っています。	充実	学校教育課

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

後期行動計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野に施策を推進する必要があるため、行政では、関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みの充実を図ります。

なお、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

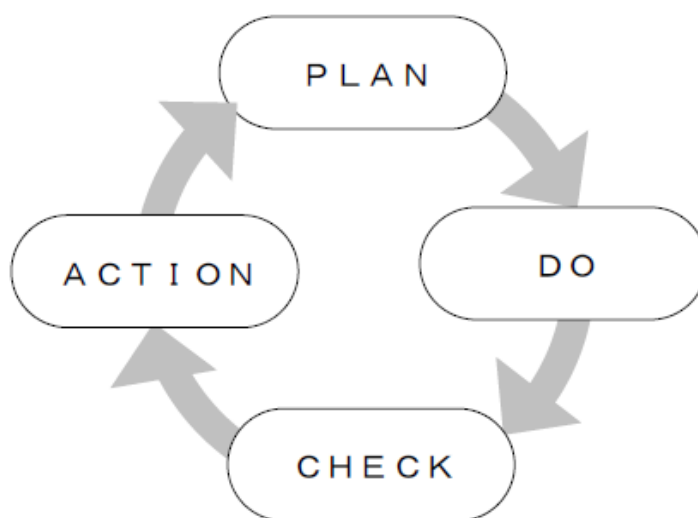
また、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P=PLAN（プラン）
（具体的な施策など）
D=DO（ドゥ）
（実行）
C=CHECK（チェック）
（点検・評価）
A=ACTION（アクション）
（見直し）

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

なお、PDCAサイクルの適用は、基本的には具体的指標を設定している特定事業としていますが、必要に応じてこれら以外の事業についても評価を行うものとし、計画（事業）を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。

計画の実施状況等については、広報誌やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。



資料 用語の解説

【あ～お】

●一時預かり事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業です。

●延長保育事業

認可保育所では開所時間として11時間運営をしていますが、保育の通常の開所時間以外の保育ニーズへの対応を図るための事業です。

【か～こ】

●かかりつけ医

家族全員の病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師のことで

す。

●休日保育事業

日曜・祝日に保護者が働いたり、家庭での育児が困難になったとき、保育ニーズへの対応を図るための事業です。

●行動計画策定指針

次世代育成支援対策推進法で策定することとされている行動計画について、一般事業主が策定する「一般事業主行動計画」の他、地方公共団体が策定する「市町村行動計画」と「都道府県行動計画」、国および地方公共団体の機関が策定する「特定事業主行動計画」についてもあわせて記述されています。

●子育てネットワーカー

愛知県教育委員会が実施した子育てネットワーカー養成講座の修了生です。

子育て友達や、悩みを相談できる仲間作りのおてつだいや、講演会の託児、絵本の読み聞かせ、

親子遊びの指導などいろいろな場面で活躍する、子育ての先輩さんボランティアのことです。

【さ～そ】

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取り組みだけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主は、平成16年度末までに「一般事業主行動計画」を策

定し、平成17年4月1日以降、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務があるとする法律です。

●新待機児童ゼロ作戦

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目標にした施策。2001年に制定された『待機児童ゼロ作戦』に次ぐ施策で、2008年に制定されました。

新待機児童ゼロ作戦では、「子ども・子育て応援プラン」、および、「放課後子どもプラン」に基づき、2018年までに、保育サービスの提供割合を20%（2008年当時）から38%へ、放課後児童クラブの提供割合を19%（2008年当時）から60%へそれぞれ引き上げることを目標として掲げています。

●少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされています。

●ショートステイ事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、児童養護施設などで一時的に養育する事業です。

●スクールカウンセラー

スクールカウンセラー（SC）とは、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことです。

●スクールガード

市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時などに見守り活動を行っていただくボランティアの方々のことです。

【た〜と】

●地域子育て支援拠点事業

保育所やその他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う子育てサークル等の支援、その他の必要な援助を行う事業です。

●通常保育事業

就学前の児童のいる家庭で保護者等が労働等により家庭で十分に保育することができない場合、保育所において児童を保育し、家庭で保育できない保護者、また特に配慮が必要とされる児童等を支援する事業です。

●つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供します。（集いの場提供、アドバイザーによる相談）

●特定保育事業

おおむね3歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により、1月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業です。

●トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、児童養護施設などで生活指導、夕食の提供などの必要な保護を行う事業です。

【は～ほ】

●バリアフリー

人が生活する上で障壁（バリア）となるものを除去すること。また、そのように作られたものを指します。たとえば、屋内の敷居と床の高低差を無くし、どの部屋にもつまずかず移動できるようにすること等があたります。

●病児・病後児保育事業

疾病にかかっているおおむね10歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行ったり、保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業です。

●ファミリー・サポート・センター事業

保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

●フッ素塗布

歯のエナメル質の結晶性を高め、エナメル質が生えたあと、強くなることを助け、むし歯になりかかっている歯の再石灰化を助ける「フッ素」を歯の表面に塗ることで、生えたての歯の方が、取り込みがよいので、効果的です。これにより歯の質を強くして、むし歯になりにくくするお薬です。フッ素塗布は、歯科医院か、自治体によって保健所で行っています。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等（児童館、学校の余裕教室など）の施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【ま～も】

●民生委員・児童委員、主任児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されています。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務しています。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行います。

【や～よ】

●夜間保育事業

夜間に、保護者が仕事などのために家庭で児童の保育ができない場合に、保護者にかわって保育する事業です。

【ら～ろ】

●6歳臼歯

6歳臼歯とは、永久歯の中で下の前歯とともに最も早く生えてくる下の第一大臼歯です。この歯は6歳頃生えてくるので6歳臼歯と呼びます。

【わ】

●ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の日常生活）のバランスを取り、調和のとれた日常を送る仕組みをつくることです。